

1	1
2	1
3	23
4	23
5	24
6	24
7	26
8	27
9	27
10	28
11	29
12	40
13	40
14	40
15	41
16	41

No.	意見の分野
1	(A) 主として産業財産権分野に関するもの
	意見
	日本の産業の知的財産を沢山中国に盗まれています。 また、日本のエンジニアが抜かれる。。など、腹立たしい事ばかりです。 日本の高度な技術を盗まれないように、また、罰則なども設けて貰いたいです。

No.	意見の分野
2	(A) 主として産業財産権分野に関するもの
	意見
	「知的財産（インテlectualプロパティ）」における構造では、「イノベーション（技術革新）」での「著作権（コピーライト）」及び「特許権（パテントライト）」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「科学者（サイエンティスト）」及び「工学者（エンジニアリング）」を区別を付けるべき構造と、私は考えます。工学者が注目を浴びていますが、科学者がいないと何も出来ないのが、工学者と言う事と、私は思います。「STEAM（科学、技術、工学、芸術、算数及び数学）」を導入すべき構造と、私は考えます。具体的には、内閣府知的財産戦略推進事務局が提唱している内容では、知的財産戦略における3つの活動での「脱平均（ディアビレージ）、融合（フュージョン及びマージン）、共感（シンパシー及びエンパシー）」等に対する事に、私の反論の事例が有ります。（ア）「脱平均」では、私は賛成です。例えばですが、約1パーセントの天才と約99パーセントの凡人を区別する事が望ましい構造と、私は考えます。（イ）「融合」には、私は賛成です。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS（サイバーフィジカルシステム）」が導入される事で、「ゼネコン（土木及び建築）、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。（ウ）「共感」では、私は反対です。例えばですが、「共感」では、イノベーションが起き無いので、「共感（シンパシー及びエンパシー）」を廃止し、「非共感（ノーシンパシー）、又は、反感（ディスガスティング）」等を導入すべき構造と、私は考えます。具体的には、「人文科学（ヒューマニティーサイエンス）、社会科学（ソーシャルサイエンス）、理学（サイエンス）、工学（エンジニアリング）」等における「順列（オーダー）」の事例が有ります。（ア）「第1部（ファースト）」では、人文科学の構造。（イ）「第2部（セカンド）」では、社会科学の構造。（ウ）「第3部（サード）」では、理学の構造。（ウ）「第4部（フォース）」では、工学の構造。要するに、「文系（レターレチャー）」の構造を高度化する事で、科学者が「路線（ルール）」を提唱し、科学者が提唱した「路線（ルール）」に対し、「理系（サイエンス）」の工学者が「路線（ルール）」に乗り、工学者が研究開発を導入して行く構造と、私は考えます。例えばですが、工学者は、科学者がいないと何も出来ないと思いますので、当初、新たな「路線（ルール）」と言う「法則（ルール）」を創作する科学者が重要と、私は考えます。要約すると、統合哲学等における「Ph.D（フィロソフィーオブドクター）」での「科学者（サイエンティスト）」の育成が必要な構造と、私は考えます。

「サイバーセキュリティ対策」が重要な構造と、私し個人は思います。例えばですが、「センサー技術、ネットワーク技術、デバイス技術」から成る「CPS (サイバーフィジカルシステム)」の導入により、「ゼネコン (土木及び建築)、船舶、鉄道、航空機、自動車、産業機器、家電」等が融合される構造と、私は考えます。具体的には、「電波規格 (エレクトロリカルウェーブスペック)」及び「通信規格 (トランスミッションスペック)」での「回線 (サーキット)」の事例が有ります。(ア)「通信衛星回線 (サテライトシステム)」における「トランスポンダー (中継器)」から成る「ファンクションオード (チャンネルコード及びソースコード)」のポート通信での「DFS (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。(イ)「電話回線 (テレコミュニケーション)」における基地局制御サーバーから成る「SIP サーバー (セッションイニテーションプロトコル)」の構造。(ウ)「インターネット回線 (ブロードバンド)」における ISP サーバーから成る「DNS サーバー (ドメインネームシステム)」の構造。(エ)「テレビ回線 (ブロードキャスト)」における「通信衛星回線、電話回線、インターネット回線」の構造。具体的には、「方式 (システムスペック)」での「回線 (サーキット)」の事例が有ります。(ア)「3G (第3世代)」における「GPS (グローバルポジショニングシステム)」から成る「3GPP 方式 (GSM 方式及び W-CDMA 方式)」の構造。(イ)「4G (第4世代)」における「LTE 方式 (ロングタームエボリューション)」から成る「Wi-Fi (ワイアレスローカルエリアネットワーク)」の構造。(ウ)「5G (第5世代)」での「NR (New Radio)」における「MCA 方式 (マルチチャンネルアクセス)」から成る「DFS (ダイナミックフレカンシーセレクション)」の構造。具体的には、「情報技術 (IT)」及び「人工知能 (AI)」での「回線 (サーキット)」の事例が有ります。(ア)クラウドコンピューティングでは、「ビッグデータ (BD)」から成る「データベース (DB)」の導入により、IT ネットワークの構造。例えばですが、ファイアーウォールにおける強化では、ルーターとスイッチを挟み込む様に導入する事で、「クラウド側 (プロバイダー側) ←ルーター⇄ファイアーウォール⇄スイッチ→エッジ側 (ユーザー側)」を融合する事で、ハードウェアの強化の構造。(イ)エッジコンピューティングでは、Web 上における「URL (ユニフォームリソースロケーター)」での「HTML (ハイパーテキストマークアップラングエッジ)」から成る「API (アプリケーションプログラミングインタフェース)」に導入により、「HTTP 通信 (ハイパーテキストトランスファープロトコル)」における暗号化によるソフトウェアでの「HTTPS (HTTP over SSL/TLS)」の融合により、AI ネットワークの構造。具体的には、「サイバー空間 (情報空間)」及び「フィジカル空間 (物理空間)」での「回線 (サーキット)」の事例が有ります。(ア)「サイバー空間 (情報空間)」では、「SDN/NFV」における「仮想化サーバー (メールサーバー、Web サーバー、FTP サーバー、ファイルサーバー)」から成る「リレーポイント (中継点)」での「VPN (バーチャルプライベートネットワーク)」が主流な構造。(イ)「フィジカル空間 (物理空間)」では、「AP (アクセスポイント)」が主流な構造。要約すると、「ボット (機械における自動的に実行する状態)」による「DoS 攻撃」及び「DDoS 攻撃」でのマルウェアにおける「C&C サーバー (コマンド及びコントロール)」では、「LG-WAN (ローカルゲートメントワイドエリアネットワーク)」を導入した「EC (電子商取引)」の場合では、クラウドコンピューティング及びエッジコンピューティングにおける「NTP (ネットワークタイムプロトコル)」の場合では、「検知 (ディテクション) ⇒分析 (アナライズ) ⇒対処 (リアクションメソッド)」での「サイバーセキュリティ対策」が重要と、私は考えます。

## 第1章 社会構造が古い為に新しく改革し向上による概略案。

1. 「子育て支援 (不妊治療)」を廃止し「外国人高度人材 (知的労働者)」の導入で民主共和制の創設について政策の提案。

(1) 「子育て支援の廃止」により、外国から「外国人高度人材 (知的労働者)」での「大学院修士号及びそれと同等の経歴を有する者 (マスター以上)」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」です。外国人高度人材が日本に永住すれば、効率が良いです。夫婦共働きの世帯が、増加した事で保育所等の待機児童が増えました。子供の貧困は、親の貧困であり、経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準まで届か無いです。

(2) 「不妊治療の廃止」により、少子化を税金で補充する事が無駄です。約30才を越えれば「生殖機能の劣化」があります。文献書籍を読みましたが日本の江戸時代では、「一夫多妻制で農耕社会」を維持する為に子孫を残してきたので、貧乏人ほど子沢山でした。「少子高齢化」は良い事で、人口減は外国人で補えます。少子化対策を廃止し「移民庁」を新たに創設すればグローバルな規模で流動性が高められ、国家経済も恵まれる可能性が有ります。

(3) 外国人の「富裕層等（上流層）」が、日本に定住すれば国家の安定が望めます。中間層が希望を持つ事が無駄で、高度文明の成長にブレーキを掛けています。「言語、文化、共同体」の存在が、人間が同じ場所に定住した原因であり、流動性を無くしています。日本国民の労働市場が外国人エリートに搾取されるので、日本国民は生活保護受給者として暮らせは良いです。人類の構造では、約99パーセントの凡人と約1パーセントの天才で区分されます。

(4) 国民総動員と古い概念があり、「皆が頑張っているから頑張らないと申し訳ない」等と言う連中が、社会成長を減速させています。「思い出作り（居場所作り）」を廃止し、社会構造のレベルを上げる事を優先的に考えて頂きたいです。成長を加速させるのであれば、「三権分立（権力分立）」が存在するので、「行政権（内閣）、立法権（国会）、司法権（裁判所）」の機能を活用すべきです。未来は、「人口知能（AI）及び宇宙研究開発（スペースコロニー）」であり、民主共和制を導入する事が望ましいです。

## 2. 科学技術の活用で構造基盤の向上について政策の提案。

(1) 宇宙には「物質、生命、情報」があり、宇宙誕生は約138億年前で、「50対0と0対50の法則」を定義する「量子力学（10のマイナス3乗秒程）の法則」があります。量子論の「偶然論（ランダム論）と決定論（デターミネーション論）」でのゲートを意図的に「同時再現（シンクロニティ）」する事が、現代の科学では困難です。ワームホールの原理はトンネル効果で、「A地点とB地点」の空間を「スフィア（球体）」で繋ぎ「約数百億光年（光の速さで1年が1光年）」彼方の移動が可能なワープ機能で、「エントロピーの増大」と関連性があります。

(2) 地球誕生は約46億年前で、「約1年（約365日）」を地球誕生の約46億年に置き換えれば、人類誕生は約5万年前なので約3時間程度の経過です。科学では、「因果関係及び相関関係」を定義する「ニュートン力学（10のプラス5乗秒程）の法則」と、重力影響で「光（時間及び空間）」が変動する時空の歪みを定義する「相対性理論の法則」から、「遺伝学DNA（10のマイナス8乗秒程）の法則」での科学範囲で汎用しています。

(3) 従来構造では「80対20の法則」で「80パーセント（凡人人材）対20パーセント（優良人材）」が通過しましたが、今後は「99対1の法則」で「99パーセント（凡人人材）対1パーセント（才能人材）」が時代を到来します。科学情動的要素社会では「約1パーセント（才能人材）」が重要視する、「イノベーション（創造性）」の時代です。ITクラウド技術による「自動車の自動運転走行」が可能になり、高度な科学進化が生まれています。

(4) 具体的に人類は、科学の力で発展していて「狩猟時代⇒農耕時代⇒産業時代⇒情報技術時代（IT）⇒人工知能時代（AI）⇒宇宙時代（SA）」と進んで来ました。今後は、「情報技術（IT）や人工知能（AI）」の活用で、「約1パーセント（才能人材）」が経済効果で促せると思います。人類の進化論では、「チンパンジー（猿）と人間（人類）」の違いは、約1パーセントです。「知能指数（IQ）」では、「人間（人類）」の平均は「IQ約100ポイント（人間で約10才）」で成長が止まり、「チンパンジー（猿）」の平均は「IQ約50ポイント（人間で約5才）」で成長が止まります。

## 3. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公立学校（公立大学）」の廃止について政策の提案。

(1) 公立学校を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいですし、高校以上は私立学校に移行する方が最適です。ハイテク化が進む時代には応用力等の知恵が重視されますので「中学校卒業程度」が最適で、近未来は「人工知能時代（AI）」が言語性を補充してくれますし、「約1パーセントの天才（創造性）」が重視されます。

(2) 例えば、デジタル的な「プログラミング教育」は無意味であり、近未来では自己学習し「プログラミング自動変換」が出来るからこそ「人工知能（AI）」です。大切な部分はアナログ的な部分で、具体的には「社会科学（統合哲学）」等です。学術的には「物質、生命、情報」の統合が出来る、「情報性（創造性）」を応用した、現在の科学技術市場に無い部分に重点が置かれます。

(3) 情報技術化が進み社会が複雑化である時代に、「受動的トップダウン（教師から生徒）」の「左脳型詰め込み教育」に専念する労力が無駄であり、「能動的ボトムアップ（生徒から教師）」の「質疑応答し答えの無い事を探求」する、「右脳型創造性教育」が必要です。一般論では、知識が無いと考えられ無いと言われますが、「知らない事は」自分で調べていく「多様性独学的教育」が必要です。私も教科書に記載されていない事を、自分から調べ独学で勉強する事が多いです。物理学では「理論物理学（テオリー）及び実験物理学（テスト）」の観点から、「デジタル3ヶ月にアナログ3年」で、「機械的オペレーター的要素のある技術者教育」を目標にした方が良いです。

(4) 「物理学（数学）及び生物学（医学）」等よりも、全体の構造を解析し抽象概念から引き出す「仮

説（ハイポシス）」を立てる「社会科学（統合哲学）」等の方が難しいです。科学の工程では、第一段階は「仮設性（ハイポシス）」で創造し、第二段階は「理論性（テオリー）と実験性（テスト）」で検証し、第三段階は理論に対して「論理性（ロジック）」の妥当性を調べる分析です。最後には、論理性の妥当性が融合しないと、垂直志向で高度な仮説を唱えても、無意味な学術論文になります。科学の基礎となる「物理法則（理論法則）」が変化しないので、変えるには新しい物理法則を唱えながら、他の法則で論破する事が方法論です。

#### 4. 「官公庁及び財閥大企業」の縮小化で定数削減について政策の提案。

(1) 資本主義経済では場所や個人の能力によっては、「グローバリズム経済（国際経済）、国家規模経済（コモデティ）、ローカリズム経済（地方経済）」の3極化が存在します。資本主義発祥とは産業時代から始まり、消費を目的とし「土地、労働、生産」を基準としたので、「情報技術（IT）」及び「人工知能（AI）」を活用すれば「GDP（国内総生産）」が、換算されない場合もあります。今の時代は資本主義フロンティアを拡大し「宇宙時代（スペースコロニー）」へと進んで行く事です。

(2) 「大型旅客機と戦闘機」の違いを例えれば、「ローリスクローリターン大型旅客機」では安定性に有利ですが、デメリットは急旋回が得意ではありません。「ハイリスクハイリターンの戦闘機」では急旋回に有利ですが、デメリットは安定性が無い設計でスピードを上げる事でバランスを保ちます。要するに、今の時代は戦闘機の様の方針を変えたりして急旋回する時代なので、「官公庁や財閥企業」では時代に合わないからこそ小規模にする事が望ましいです。新しい分野を展開でき機動性に長けている、「科学ベンチャー企業」等の方に移行して行く事です。

(3) 今はグローバル水準が国家水準を超えていて、「ホワイトカラー（知的労働）とブルーカラー（単純労働）」の領域が無く、今後は「グローバル的要素、専門的要素、事務的要素」が1人の人材に統合され「エキスパートエグゼクション制度（高度専門契約）」です。欧米では、総合職の新卒一括採用での、終身雇用の概念が無いです。「正社員（無期雇用）と非正規雇用（有期雇用）」の垣根が存在せず、正社員が「契約有期雇用」です。日本の雇用も「正社員制度を無くし契約有期雇用」にするべきです。

(4) 財政利益の計算方式では、「 $\text{税収収益} - \text{維持コスト} = \text{財政利益}$ 」で、「維持コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「税収収益」を上げて「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。約10年以上経過すると公共物は老朽化し、「負の産物（不要物）」です。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「護送船団方式」を廃止すべきです。「官公庁及び財閥大企業」の経営悪化での場合には、「民事再生法」を棄却するべきです。

#### 5. 「国（各市町村及び各都道府県）」が税金で運営する「公立病院（公立大学病院）」の廃止について政策の提案。

(1) 公立病院を維持していく事は税金の無駄なので廃止が望ましいですし、病院の民営化に移行する方が最適です。例えば、「レントゲン写真を10枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師より、「レントゲン写真を2枚程」を撮影し病状が判断できる医者や看護師の方が優秀です。今の保険強制加入制度では、「レントゲン写真を10枚程」を撮る様な、「能力が低い医者や看護師」の方が医療費の無駄を出すシステムです。薬剤師は薬局経営の為に、処方箋以外の必要性の無い薬を進めてくるので商売人です。

(2) 公立病院の民営化では、「医療法第八条の二項（休止要件）」での、「病院、診療所又は助産所を一年を超えて休止してはならない。」を廃止してしまえば、財政負担での公立病院を維持する必要性が無くなります。例えば、「生活保護受給者以外」の「国民皆保険（社会保険）を任意加入」にすれば、軽い症状では病院に行かなくなり無駄が省けます。障害や傷病を抱えている、「生活保護制度（約20パーセント）」の医療保険を維持して、「医療民営化（約80パーセント）」を推進すれば、流動性が高くなります。

(3) 文献書籍で読んだのですが、戦時中では医者が診る患者の優先順位は軽症患者優先で、重症患者を診ても手遅れだからです。戦前の平均寿命は約50才程でしたが、戦後から平均寿命が延びましたから「一般庶民（中間層から下流層）」が、医療費を圧迫していて、先天的に健康な人だけが医療費が係り難いです。戦後の日本で平均寿命が延びた理由は、医療技術での抗生物質の進化と欧米からの肉食生活での栄養の向上です。

(4) 大衆の集団心理学では「コンプレックス、依存感、嫉妬心」を抱えていて、自分より下の人を探して保守的になりブレーキをかけてしまいます。逆に言えば「プライドが高い」人々であれば、「前へ」向かって国際社会の中で世界をリードしてもらいたいです。「富裕層等（上流層）」が優先して長生きできる社会ほど、医療の研究開発費が作れて医学の進歩にもなります。例えば、海外から医療目

的で来る外国人向けに、日本の医療を自由診療でオープンにすれば、日本国の経済的に潤われます。

6. 日本国憲法での「天皇制（象徴制）」及び「日本国憲法第9条（戦争の放棄）」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設について政策の提案。

（1）日本国憲法での「天皇制（象徴制）」及び「日本国憲法第9条（戦争の放棄）」を廃止し民主共和制による「国防軍」の創設が望ましいです。国際社会の中で、日本国民の「独立と平和」を守る為に、邦人を世界で警護する国民主権の軍隊が必要です。日本国憲法での改正内容は、三権分立を施行する為に「天皇（象徴）」の部分の廃止し、国民主権である「立法権（国会）」に権限を置かせる事が望ましいです。戦争も経済発展の為でのビジネスです。

（2）日本の昭和初期での「兵役義務（徴兵制度）」は不要で、ハイテク化が進んだ時代には、軍隊の三原則とは「殉戦しない、負傷しない、装備品を離さない」です。高度な任務には、「NBC兵器（核兵器、生物兵器、化学兵器）」及び「サイバー兵器（ITネットワーク）」等に対応できる「職業軍人（志願制度）」が最適です。国際的な「民間軍事会社（PMC）」等の活用と、世界から日本国を情報分析できる「諜報機関」の設立も必要です。

（3）戦争には戦略があります。（ア）侵略権戦争とは、本国が敵国に攻め込む事。（イ）自衛権戦争とは、本国及び同盟国が敵国からの正当防衛権で反撃する事。（ウ）「代理権戦争（介入権戦争）」とは、本国が兵器を製造し「敵国と敵国」の間に兵器を売買して「国家借金（ナショナルデビット）」でコントロールし内戦を起こさせ、「敵国と敵国」の国力を消耗させる為での調停役の事。独裁制での軍国主義によるプロパガンダ政策での、政治的マインドコントロールも代理権戦争です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」の国際情報が無ければ利用されます。

（4）第二次世界大戦では、日本国は天皇制での君主制の為に、1930年代ごろ国際連盟から脱退し経済制裁の要因で、行き詰まり開戦に至りました。代理権戦争では、「英国」による「日清戦争から日露戦争」及び「米国」による「日中戦争」です。兵器を売る側の国が、戦争ビジネスが回ります。当時の日本国が共和制であれば、戦争は約1年で終戦していたと思われます。戦争の起源とは農耕社会から始まりで、氷河期時代の様な変動が激しい狩猟時代では戦争をした歴史が無いのは、同じ場所に定着せず移動していたからです。

## 第2章 教育内容の改正による具体案。

1. 教育の「軍事教練と組体操（武道教育）」及び「精神と態度の思想」を廃止について政策の提案。

（1）近未来は創造性社会なのに、「軍事教練と組体操（武道教育）」や「制服通学」を実施すると、創造性の疎外になります。例えば、「軍事教練と組体操（武道教育）」は、教育以外の放課後クラブ活動の選択肢で実施し、外部から部活の専門指導員を導入する事です。朝礼の時は、生徒は統制が取れず整列できなくても良いです。現場を知らない「旧日本軍大本営人事参謀」が創作した徴兵制度の「即席教育（インスタント教育）」は廃止していく事です。歴史を読み解くと明治維新時に、旧日本陸軍は「フランス陸軍及びドイツ陸軍」形式で、旧日本海軍は、「イギリス海軍」形式で、欧州の軍事教育輸入品です。現代では統制を取る組織は、職業軍人で十分です。

（2）現場的な考え方であれば「戦時（有事）」と「平時（無時）」を完全に分ける事が望ましいです。戦時には「概念（コンセプト）」があります。（ア）「勇敢に戦う事」。（イ）「臆病にも地面に這いつくばり難を逃れる事」。「戦時（有事）」では、勇敢に戦う教育は廃止し、戦場が激戦地である場合を基準にすれば、「臆病教育（墮落教育）」が「英雄（ヒーロー）」になります。富国強兵での大量生産する教育は時代遅れです。

（3）具体事例を挙げると、「構造（メカニズム）」があり「戦時（有事）」という震災で津波が来た状況想定です。（ア）「統一された組織の中で一人の独裁者が判断ミスの為に組織が全滅する事」。（イ）「統制が取れていない組織では無秩序でバラバラであれば個々の力が強ければ生存確率は高くなる事」。「戦時（有事）」では、統一された組織を廃止し、統制が取れない状態だからこそ生存率が上がります。

（4）欧米型の教育は古いので、今の時代と矛盾点があります。疑問に持たない軍国主義の教育は弱いですし、思い出作りと考えている時代遅れな「軍事教練と組体操（武道教育）」を廃止して行く事です。目的に応じた教育で「グローバル」を先導していく「個の力を強くする教育」が必要です。私は、職業軍人ではないと言い張れば良いです。私の場合ですが、欧米社会が優れていて賢いとは思いません。武道教育も軍国主義であり、「精神と態度の思想」を目的とするので、廃止するべきです。

2. 教育の「賞味期限を明確化し免許の更新制」を導入について政策の提案。

（1）現在の教育は「約30年後」は、役に立たない場合があるので賞味期限があります。教職員の

事例を挙げれば、指導改善を要する教員に対する「指導改善研修」等がありますが、教職員を選別した「教育委員会（文部科学省）」側にも半分は監督責任があります。科学技術が向上すると過去に受けた教育の賞味期限があるので、「教師、医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師、介護福祉士、弁護士」等の人間と対面し論文を基準とする職種は、「約10年に1回」の程度での「免許の更新制」が望ましいです。

(2) 例えば、科学者の賞味期限の場合は「創造性」から論文を研究開発の段階で更新できずに、自分自信が賞味期限と思った時が期限切れです。「アーティスト（音楽家及び芸術家）」も「科学者（サイエンティスト）」と同じ状態が考慮されます。「スポーツ選手」等は体力の限界が賞味期限です。教育とは「失敗する事が当たり前」である事を、前提に入れておくことです。理由は誰も明確に「約30年後の未来を予測」する事が出来ないからです。

(3) 我々人類の文明から科学技術を除外すれば、「チンパンジー（猿）」にも負けてしまいますし、科学が人類文明進化の鍵でした。教育の賞味期限の流れでは、「産業時代の学歴社会では言語詰め込み教育（左脳型）」から始まり「情報技術時代（IT）ではコミュニケーション能力重視（左脳型）」でした。今後の未来は「人工知能時代（AI）では創造性重視（右脳型）」です。具体的に「左脳型から右脳型」の社会構造に転換したという事で、「教育には賞味期限」があるという事が立証できます。

(4) 世界には紛争等により、教育を受けられない人々がいて、「教育とは贅沢品」です。「国民側の為に個々の人生の選択肢を広げる」教育なのか、「国家側の為に作られた富国強兵（近代国家建設）」教育なのか、問われる時代です。今の時代に「人生の選択肢が不要な人」であれば教育等は必要ありませんが、極端にも人生の選択肢が不要な人間は存在しないと思います。

### 3. 教育の学習指導要領で「世界で活躍する力」を導入について政策の提案。

(1) 教育で「生きる力」を「主題（プリンシパル）」にする事が、ハードルが高過ぎます。「グローバル（国際性）及びイノベーション（創造性）」を目標にした教育方針が的確です。「教育構成（コンストラクション）」は、「訓練的トレーニング教育（実用的）と教養的アカデミック教育（非実用的）」です。「教育分類（カテゴリー）」は、「努力（エフォート）、秀才（アビリティ）、天才（ジェニイ）」です。「教育区分（パーテーション）」は、「先祖教育（アンセスター）、公共教育（パブリック）、自己学習（セルフラーニング）」です。

(2) 教育構成は、(ア)「義務教育期間（役に立つ）」では、「技能（タクテック）」を重視した、訓練的トレーニング教育が最適です。約10年で賞味期限が切れてしまいますが、常に時代に合わせ、最新の教育に更新していく事が望ましいです。(イ)「非義務教育（役に立たない）」では、大学院以上の「社会科学（統合哲学）」から創造性を生み出す「戦略（ストラテジー）」を重視した、教養的アカデミック教育が必要です。日常的な面では役に立たないですが、イノベーションを起す時に必要になります。人間の「今役に立つ事」は過去型ファースト思考であり、「今役に立たない事」は未来型スロー思考なので、総合的な教育では財政コストが膨大になります。

(3) 教育分類は、約99パーセントの凡人と約1パーセントの天才で別れます。基礎評価になるのは、「過程（プロセス）」が約50パーセントと「結果（リザルト）」約50パーセントです。ケースバイケースの教育評価を満たした方が良いです。努力だけで評価すると、結果が出せずに目標を失います。結果だけで評価すると、努力できずに目標を失います。

(4) 教育区分は、時間を使い独学で学ぶ自己学習が良いのですが、人類の約50パーセントは勉強嫌いです。公共機関で「学校教育（スクール教育）」が主体になります。維持できない社会構造が存在し、教育を受けても保証が無いので、教育を具体化し目標を作る事です。軍隊であれば生き抜く教育ですが、一般教育では「生存技術（サバイバルテクニック）」の教育訓練で捕捉する事が良いです。教育の主題を「生きる力」を廃止し、「世界で活躍する力」に変え現実的に考慮するべきです。

### 4. 教育の「感情指数（EQ）」を廃止し「知能指数（IQ）」を導入について政策の提案。

(1) 先天的要素の「知能指数（IQ）」を基準とした教育を導入した方の効率が良いと思います。IQの計算式は「(精神年齢÷生活年齢)×100=知能指数（IQ）」です。人類の平均IQは「IQ約100程（人間で約10才程度）」です。約18才をピークに「流動性知能（右脳創造性）」が下がり、「結晶性知能（左脳言語性）」が少々上がりますが、知識を詰め込むだけの万能感で錯覚しているだけで、脳細胞ニューロンネットワークは増えません。私の障害症状では、高機能自閉症右脳偏重型の区分脳で、「流動性知能（右脳創造性）」が上がり、「結晶性知能（左脳言語性）」が下がる状態で、言語性の詰め込み教育は全く出来ませんでした。

(2) 例えば、約10才位の児童が、「IQ約150ポイント」と存在しますが凄くは無く、実年齢が幼いとIQが高くなります。計算式では、「(知的発達年齢15÷実年齢10才)×100=IQ約15

0」となります。その児童が年齢を取り実年齢約20才の時点で、「精神年齢（知的発達年齢）」のキャパシティ要素を向上しなければ、IQは逆に下がりますので、「(知的発達年齢15÷実年齢20才)×100=IQ約75」です。学校教育で幼児期に天才と思われた生徒が、中高年以上になり頑固に凝り固まる理由が、幼児期の早期成熟です。

(3) 人類の様な知識集約型の生物は、未成熟度のレベルをあげ、「ネオテニー化（幼稚成熟）」を図る事で、知性を上げてきました。例えば、動物の「チンパンジー（猿）」は人間より早く成長する為に、「IQ約50ポイント（人間で約5才）」で、脳機能の成長が終わります。人間が実年齢約40才で「IQ約200ポイント」を目標にする場合は、成長スピードを遅くする事です。進化論でIQを上げる為に突然変異する事は、今の人類構造では不可能だと思います。

(4) 「思い出作り教育」の精神論は廃止し、「頑張るべき時に頑張り、墮落する時には墮落する」と言う、「ON及びOFF」を付ける教育が望ましいです。江戸時代では、飯を食べる事に全ての労力を注いでいた時代で、今の科学時代では「人工知能（AI）」が活躍しますので、中途半端な努力がマイナスです。天才と言われる人間は、幼児期の時は学校の勉強が出来ないと言われていました。

##### 5. 教育の英語で「英会話の重視」を導入について政策の提案。

(1) 「英語教育」では、「読み書き（文法読解力）」では役に立たないので、「話す（スピーキング）」での「発音（イントネーション）」に重点を置く事です。例えば、外国人に「英語を話せますか（Speak）」と聞かれ、「読み書きが出来ます（Literacy）」とは答えないと思います。「今は何時ですか（What）」と聞かれ、「はい（Yes）又いいえ（No）」の答えは論外です。重要順序では「話す（スピーキング）、聞く（リスニング）、読む（リーディング）、書く（ライティング）」が基本となります。世界は貧困などで、就学率が低いので「筆記能力」が低いです。

(2) 「フレーズ（熟語）」のスピーキングもテクニックがあり、「コンベセーション（対談）」、「ネゴシエーション（交渉）」、「ディベート（質疑応答）」、「スピーチ（演説）」等の能力を訓練するべきです。「ダイアログ（対話）」では、互いに対談しながら常に考え方が変化する事が目的です。受験勉強では、「読み書き」が重視で、英会話が身に付きません。「グラマーテクニック（文法）」を使うと、話す力が弱体化します。

(3) 「フレーズ（熟語）」の内容は、「PREP法」が望ましいです。詳細では、「結論、理由、事例、結論」の事で、「スチュエーション（状況）」の組込みが出来ます。時間を一方向に、「過去、現在、未来」と時間が流れています。「左脳は過去を分析して現在、右脳は未来を創造し現在」を見ています。詳細を言えば、「左脳は2次元（縦と横）」で、「右脳は4次元（縦と横と奥行きと時間及び場所）」を認識できます。言葉を作るにも、左脳と右脳では見ている「次元（ディメンション）」が違います。

(4) 受験勉強に使う読み書きの「グラマーテクニック」を使うのか、実用的な「スピーキングテクニック」を使うのかで、内容が異なります。外来語は話す能力の方が難しいので、国語の漢文を暗記する意味が無いです。イギリス英語は、「グラマーテクニック（文法学）」を重要視していて「貴族特権階級（ロイヤルブランド）」なので、労働を目的としていません。一般庶民の約99パーセントが、イギリス英語を学んでも意味が無いからです。「フレーズ（熟語）」で話す事を目的とした、「ネイティブスピーカー（ALT）」が良いと思います。

##### 6. 教育の英語で「英会話に論理哲学」を導入について政策の提案。

(1) 学校教育における英会話で、「哲学的思想（フィロソフィー）」があれば、英単語は暗記する必要性が無いです。例えば、科学的に「企画開発（フィロソフィー）、設計施行（ブリッジ）、製造技術（マニュアル）」の行程です。日本人の英会話能力は、「製造技術（マニュアル）」です。状況に応じた「即興性（アドリブ性）」で、「下手な英会話」でも会話するとは、現実的な企画開発能力にあり、論理哲学力を磨く事です。

(2) 「主体的に学習に取り組む態度」は廃止し、「伝えようとする熱意」を持つ事です。日本語の態度とは、「傾聴」の事を言っていると思います。日本人の常識的な態度は、外国人には伝わりません。例えば、「謙虚で控えめ」は日本人だけの文化です。日本人的な「以心伝心」は、「理解して欲しい」と受け身な文化は、外国の文化に存在しません。

(3) 「平和で民主的」は廃止し、現実的な考えでは対立を招く事も致し方ないです。平和で民主的は、生物が生きて行く中での理想論であり、人間社会の中では存在しません。平和で民主的であれば、語学力の必要性が無いです。世界には、平和で民主的で無い国々が存在していて、世界の視点から日本を観察してもらいたいです。学術論文を否定しなければイノベーションが起きないので、対立を招いても良いです。

(4) 「日本人のアイデンティティ」は廃止し、「グローバル人材のアイデンティティ」を持つ事です。



日本人のアイデンティティを持ってない連中が、愛国心を持ってと言っているだけです。日本人のアイデンティティとは、与えられるものでは軽すぎるので、「自我の成長」により、自分自身で創設する事です。

(5)「道徳的心情」は廃止し、深慮する事での「倫理的創造 (モラルフィロソフィー)」を培う事です。日本人の道徳とは節度です。学者等が利益だけを追求し、命令に従事する「機械的人間」に成らない為に「倫理観」が必要です。「論理哲学的ビジネス英会話」程のレベルに辿り着かないと使い物にならないので、「日常英会話 (世間話)」程のレベルでは取り組むだけ無駄です。現在以外に、未来を創造できなければ成長しません。

7. 教育の「ディープラーニング (機械学習)」を廃止し「ハイポシスラーニング (仮説学習)」について政策の提案。

(1) アクティブラーニング中の「ディープラーニング (機械学習)」は、「人工知能 (AI)」の言語性回路学習から来た「受動的 (パッシブ)」で、「左脳の2次元 (縦と横)」の「論理水平思考 (ファースト思考)」は無意味です。「ハイポシスラーニング (仮説学習)」は、人間の創造性学習から来た「能動的 (アクティブ)」で、「右脳の4次元 (縦と横と奥行きと時間及び場所)」の「理論垂直思考 (スロー思考)」は効果的です。

(2) 軍事学では、「敵 (エヌミー)」を分析する為に「主観的 (自分)、客観的 (相手)、状況 (時間及び場所)」のパターンがあります。(ア)「レーダー方式」では、「相手」から「照射波 (イリラディエーション)」で受信収集し「自分」の距離情報を「2次元」を読み取ります。短所では、「アンテナ (受信機)」を常に張り巡らせるので、故障しやすいです。(イ)「ソナー方式」では、「自分」から「放射波 (ラディエーション)」を発信し、「反射波 (リフレクション)」で受信収集し、「相手」の距離情報を「4次元」を読み取ります。短所は自分の現在地が相手に察知される為に、「ステルス性 (探知不能)」の対策が必要です。

(3) 生物学では、動物は「相手、状況」しか読み取れませんが、人間は「自分、相手、状況」が認識できます。自我を成長させるには「ソナー方式」で、能動的に自分から相手や状況に対して質問をし、応答してきた情報で自我を成長させていきます。動物は「具体化概念 (マテリアリズム)」の物質しか、認識できないです。人間には、自我の卓越に大事な自分を分析する為の、「抽象化概念 (アブストラクトイズム)」の仮説が必要です。

(4) 人類学では、「概念 (コンセプト)」の中で、「超自我 (パーソナリティ)」を成長させる事で「政治 (ポリティック)」と「科学 (テクノロジー)」を、向上させてきました。超越論哲学の中で、「自我 (エゴイズム)」と「潜在自我 (ポテンシャルセルフ)」は異なり、「共通性概念と普遍性概念」の違いです。人類の天才が抽象概念から「潜在自我 (ポテンシャルセルフ)」を分析する「ハイポシスラーニング (仮説学習)」から、人類が成長できたと言う事です。

8. 教育のプログラミングを廃止し「IT ネットワーク」を導入について政策の提案。

(1) ソフトウェアプログラミングは、「仮設性 (ハイポシス)」及び「論理性 (ロジック)」の融合が重要です。企画の「フローチャート (アルゴリズム)」から仮説を立てる部分から始まります。プログラミングの動作目的を明確に決め「処理開始」から「処理終了」迄を作り上げます。CPUに指令を出すアセンブリ言語があり、論理回路に行き付きます。

(2) プログラミング言語と汎用機器の概略種類があります。(ア)「C言語」とは、自動車制御系マイコン等のファームウェア部分。(イ)「BASIC言語」とは、IT ネットワークサーバー汎用機器等のクラウドセキュリティ部分。(ウ)「JAVA言語」とは、独自で作れるオープン系のパソコン上等のWebアプリケーション部分。

(3) 電子情報工学では、数式上のソースコードがあります。(ア)「16進数 (ヘキサ)」とは、プログラミングソフトウェア。(イ)「2進数 (バイナリー)」とは、マイコンとICを通信するデジタル回路。(ウ)「10進数 (デシマル)」とは、アナログ回路で使う「オームの法則」。制御系プログラミングで「INとOUT (16進数)」入力は、マイコンの入出力端子ポートに「highとLow (2進数)」のコマンド指示です。

(4) ファームウェア電子回路でのオームの法則は、「 $I=E/R$ 、 $R=E/I$ 、 $E=R*I$ 」です。例えば、電源入力「電圧 (ボルト)」が5Vを入れ、「電子部品抵抗 (オーム)」が100Ωでは、流れる「電流 (アンペア)」は0.05Aの概念です。「デバック (改修)」には、トランジスタ回路の制御マイコンでの入出力端子ポートを、オシロスコープで波形を確認します。アナログ正弦波でデジタル矩形波です。「フェール (誤動作)」が出た場合は、「ログ」からヘキサとバイナリーをパソコン電卓で計算すれば良いです。



(5) アプリケーションプログラミングは自動作製ソフトで、インタプリタで実行するスクリプトを使用すれば、プログラミングでの「セル入力でマクロ作成」のコンパイルは不要です。プログラミング教育は、「ニッチ (狭義市場)」で、未来は「人工知能 (AI)」が、自動プログラミング機能を獲得するので無意味です。インターネット等の IT ネットワーク分野を勉強した方が良いと思います。

9. 教育のプログラミングを廃止し「IT ネットワーク」を導入する詳細内容について政策の提案。

(1) ソフト面のプログラミング分野よりも、ハード面のネットワークインフラ分野が重要です。IT ネットワーク技術は、軍事衛星の「3G (第3世代)」通信システムから発展しました。軍事での「OPS (作戦指揮系) 及び INTEL (情報資料系)」の「C4I システム」分野です。詳細は、「C4 (視覚、音響、通信、情報処理)」で、「I (相互運用性)」です。欧米の携帯電話市場では、2000 年代から新規購入時に、GSM 無線アクセス方式 3G で、SIM ロック解除の状態での携帯電話の本体を買え返れば、良いだけです。日本の場合は、W-CDMA 無線アクセス方式 3G で、軍事衛星の規格が遅れています。

(2) 情報通信の「周波数 (Hz)」を乗せ「データ転送 (トランスミッション)」には、種類があります。(ア) 電話通信等のテレホン分野。(イ) テレビ通信等のブロードキャスト分野。(ウ) インターネット通信等のブロードバンド分野。未来は「データ送受信量 (byte)」を上げる為に、「LTE (第3.9世代)」がブリッジとなり、デジタル無線アクセス方式の「5G (第5世代)」に、統合すると考えます。

(3) インターネット情報通信のインターフェース LAN 回線での「有線と無線」には、種類があります。(ア) 有線通信では電話回線を利用した、光ファイバーケーブルの VDSL や ADSL で、地上に設置しているアンテナが基地局です。(イ) 無線通信では軍事衛星を利用した、人工衛星が基地局です。有線では、回線側から「モデム、ルーター、ハブ」でパソコンに接続します。無線では、回線側から「USB」でパソコンに接続します。

(4) IT クラウドの「マイコン (MPEG 及び ASIC)」と「IC (RAM 及び ROM)」では、マスターとスレーブの通信をしています。製造技術が向上しても、「レジスタ及びメモリ」の「容量 (bit)」が、イネーブルとディザブルでのデバイスに限界があり、インターネット等にアクセスする「ホスト」に制限が出ます。未来は、「宇宙研究開発 (スペースコロニー)」を教育し、インフラを構築していく教育の方が重要です。プログラミング教育を廃止し、「Word、Excel、PowerPoint、Photoshop」等の OA 機器の教育をした方が有効です。

10. 教育の「道徳 (モラル)」を廃止し「倫理観 (モラルフィロソフィー)」を導入について政策の提案。

(1) 日本の道徳心は「精神及び態度 (礼節)」が無意味なので廃止し、「倫理観 (モラルフィロソフィー)」に、変更する事が望ましいです。事例を挙げれば、「国家公務員法第九十六条及び地方公務員法第三十条 (サービスの根本基準)」での、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と明記していますが、利益だけ追求すれば人間として、「倫理観 (モラルフィロソフィー)」を排除してしまう事が問題です。

(2) 例えば、人類の約 99 パーセントが左脳言語性権力型のデジタル方式で、約 1 パーセントが右脳創造力型のアナログ方式です。私は科学書籍を読んだのですが、船が座礁した時の想定で「物理学者、生物学者、社会学者」が無人島に漂流した時、缶詰が流れ着いたと言う場面で、缶切りが無かった場合、どの様に缶詰を開けるかという場合です。(ア) 物理学者は尖った石を見つけ缶詰を開ける事。(イ) 生物学者は海水の塩素に漬けて缶詰を開け易くする事。(ウ) 社会学者は缶詰を開けた事を想定して分配をする事。読み取れる事は、無人島で学者達が議論していること自体に安定がある事です。人類の約 99 パーセントが左脳言語性権力型なので、無人島に漂流した時に、踏み付け合い崩壊します。

(3) 「皮肉 (アイロニー)」では、法令に基づき利益だけ追求し、命令に従事する「機械的マシーン人間」であれば、モラルハザードを心配する必要が無いです。欧米の公的機関等は権限が強いのですが財政破綻を繰り返して、知名度が低い現状です。公共の利益の為には、規律を守りながら、疑問に対し深慮する「倫理観 (モラルフィロソフィー)」の教育が重要です。

(4) 「学校教育法第二十一条 (義務教育)」での、「精神及び態度 (礼節)」を廃止する事が望ましいです。「精神論や態度論」の要素を追究してしまうと、社会状況の中で人の顔色を見て判断しかできない、自我の無い低レベル人材が作られます。「精神や態度」の基準を設け排除して行くと、多様性の無い社会になります。倫理観が必要な理由は、「学者 (有識者)」等が、社会利益の全てを優先すると排除性が強くなるので、倫理学での教育を導入してきました。

## 第3章 女性社会進出での改正による具体案。

## 1. 「女性活躍推進法の廃止」について政策の提案。

(1) 男女共同参画社会基本法は良いが、「女性活躍推進法」は、過重に女性を擁護する事で差別に当るので、廃止するべきです。男女平等なので、男性も女性も平等に競争し合う事が目的で、グローバル化の中の多様性と創造性の推進を阻害しています。「働く場面で活躍したい女性」や「個性と能力を十分に発揮できる社会にしたい女性」がいたら、能動的に女性自身の力で競争し場を勝ち取る事が正論です。受動的な、与えられた居場所の「女性活躍推進法」で、自分の力で勝ち取らない限り、民主資本主義社会では成長経済にはなりません。

(2) 「女性活躍推進法」の目的は、管理職等の責任がある職種を選ばない女性が多い為です。行政側からの圧力で企業側に女性の求人数を増やす事は良いのですが、「職業能力の低い女性」の水準で雇用を支える必要性は無いです。企業側に無理して「職業能力の低いレベル」の採用を促せば、社会全体の構造が劣化し、女性の居場所しか確保できない人間が増えます。国際社会から見ると、日本国は女性の社会進出が遅れていると言われますが、女性自身の「能力と意欲」に問題があります。

(3) 「女性の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア)「大脳辺縁系(中脳)」の「側坐核」は、「依存感(報酬系)」があり、「自律神経(交感神経及び副交感神経)」からドーパミンが分泌され欲求が満たされます。(イ)「トレッドミル現象」の計算式では、「指数関数(乗数)」等の様に、欲求が倍増していく事です。最初の欲求を得た脳の「側坐核」が快楽に慣れてしまい、倍増しなければ満たされなくなります。日本国は高度経済成長を経験しているので、精神欲求の持続が止まらない状態が存在する事が、幸福度が低くなる原因です。

(4) 「子供がいる女性の新しい世代の幸福度」が低い傾向の原因です。(ア)生物進化論から考慮すると、動物でも出産した後に子孫が生存できなければ、「雌(メス)」が出産しなくなる傾向にあります。(イ)経済レベルの低い世帯の子孫が、高度な教育水準に達し無い要因が挙げられます。未来の社会構造が、「人工知能(AI)」及び「宇宙研究開発(スペースコロニー)」等で高度化していく事で、創造性型の高度な教育を「子供(子孫)」に残せない事が原因です。

## 2. 「女性活躍推進法の廃止」での詳細内容について政策の提案。

(1) 仕事と子育てを両立できる職場環境が整備する事は大切ですが、女性自身が、自分で勝ち取らない限り、与えられた環境だけでは向上せず、社会構造が衰退します。女性自身が、政策を考慮し提案する事が望ましいです。今の政策に、反論しない女性が多ければ、与えられた民主資本主義で、女性自身が成長しません。女性の事なのに女性自身が「他人事の様」に、終わらしている事が問題です。

(2) 女性の就業が進み、潜在的な力が発揮できるのであれば、国際的グローバル化の中で、既に発揮されていると思いますが否定的な状態です。現在進行形で、女性の職業能力が発揮でき無いのは、女性自身の潜在的能力が存在しないです。現在働いていない女性に目を向ければ、女性の就業が進まないのは、「職業能力のレベルが低い」ので、「アドバンテージ(有利性)」を与えても、女性から企業の運用管理状態に指摘ですら出来ません。政治的に女性の活躍という形で「助成金(サブシディ)」を使い、企業が「CSR(企業の社会的責任)」で「職業能力のレベルが低い基準」に女性就業率を、合わせてしまうと一時的には良いが、今後は社会全体が衰退していきます。

(3) 女性が活躍の場が広がり消費が増える経済効果は、未来進行系でも期待出来ません。例えば、女性が活躍する業務とは「単純労働(ルーチンワーク)」で、能力に限りがあります。女性が中心になる事務的労働では、今後は「人工知能(AI)」が代用できます。一部の出来る女性達は、既に「弱肉強食」の中で向上していると思います。

(4) 解決策では、女性の活躍により活気ある日本社会の実現に努めたいのであれば、国家水準を超える高いレベルの「グローバル及びイノベーション」に向けた実用的教育を与えるべきです。職業訓練レベルの教育を受けても、「気休め程度」で就業へとは結びつかず足を引っ張るので、無駄な事はしないでほしいです。現在のパソコン教育程度の職業レベルでは、女性の活躍により活気ある日本社会にはならないので、女性達が受け身では無く、自ら獲得してほしいです。

## 4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案。

## 1. 外国人技能実習生制度の廃止し「外国人高度人材制度の拡大」を導入について政策の提案。

(1) 外国人技能実習制度は単純労働である為に廃止し「外国人知的労働者(外国人高度人材)」を積極的に受け入れるべきです。欧米諸国は労働力不足程度の目的で、「単純労働者(ルーチンワーク)」を大量に移民で受け入れた結果では、「スラム街化」した事例があります。出稼ぎ程度の単純労働者が定着する事で、仕事が無くなると他に選択肢が無い人材の為に、社会全体の質を下げてしまいます。

グローバル化が国家水準を上回る状態ですので、日本国の移民政策は、失敗した欧米諸国を参考にしないで下さい。

(2) 高度人材を優先し「移民や難民」を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人程度」で、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」なので、世界人口が増加傾向にあります。「外国人高度人材(知的労働者)」での「大学院修士号及びそれと同等の経歴を有する者(マスター以上)」を優先し、「年間約50万人」の人々が日本に永住すれば、活気ある日本社会になると思います。日本国独自の難点では、「質の高い知的労働者」を世界から、ヘッドハンティングしていく事が「至難の業」となります。

(3) 例えば、科学で説明すると「企画及び研究開発(フィロソフィー)、設計施行(ブリッジ)、製造技術(マニュアル)」の行程です。段階的内容では「企画及び研究開発は論文、設計施行は小論文、製造技術は作文」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学(テオリー)と実験物理学(テスト)」の経過観察過程での、研究開発の結果内容を記入します。「技能実習生」程度で培った情報源で、感想を述べる作文程度の文章能力では、学術論文まで辿り着きません。

(4) 「職業や人材に貴賤が存在する」と言う事を、十分に考慮して頂きたいです。高度な科学的ベンチャー企業などは、優れた技能や知識を持つ多様な高度な人材しか活躍できない状態です。単純労働の外国人技能実習制度でしか雇えない企業が、能力レベルの低い「日本のブラック企業(違法労働企業)」の温床になります。「日本のブラック企業(違法労働企業)」を支える必要性もありません。未来は、「人口知能(AI)及び宇宙居住(スペースコロニー)」で、外国人高度人材の「質の高さ」で選ぶべきです。

2. 労働市場の最低労働賃金を全国一律で「最低時給単価約1,300円以上」に引き上げる政策の提案。

(1) グローバル化及びイノベーション化を加速する為に、労働市場の「最低時給単価約1,300円以上」が望ましいです。社会構造縦軸では、「上流層(グローバル)、中流層(国家水準)、下流層(ローカル)」の「資本主義と社会主義」です。社会構造横軸では、「中間層の左派(コムニズム)、右派(フェシズム)」の「独裁主義と民主主義」です。今後は横軸の「中流層(国家水準)」では無く、縦軸の「上流層(グローバル)」を主力でのハイスペックが質的に向上します。社会構造横軸の「国民総活躍(中間層)」では、生産性が下がります。

(2) 「グローバル化(国際化)」推進では、「外国人高度人材(知的労働者)」を導入する事で、「単純労働(ルーチンワーク)」を、減らす方向性が効率的に良いです。「外国人高度人材(知的労働者)」の子孫が日本国に定着する事が、国民の質を上げて行きます。例えば、「約99パーセントの凡人(普通)」が、「社会保障(生活保護)」で暮らして行けば、「約1パーセントの外国人高度人材(知的労働者)」の邪魔をしなくて済みます。

(3) 「イノベーション性(創造性)」の推進では、「人工知能(AI)」を活性化する事で、人件費を機械の導入で補えば、効率が良くなります。「約99パーセントの凡人(普通)」を基準とせず、「約1パーセントの天才(才能)」を活用する事です。人類の構造の約99パーセントは左脳言語権力性で、約1パーセントは右脳創造性です。天才の領域は、右脳創造性なので、社会構造を変えて行く事です。

(4) 日本企業の生産性が悪い原因は、雇用形態に問題があり企業側に対して「エキスパートエグゼクティブ制度(高度専門契約)」の労働契約的な概念が無いからです。例えば、欧米には「正社員(終身雇用や無期雇用)」が存在し無いです。海外では「総合職(正規雇用)」が無く、「有期雇用(契約社員)」が通常の労働契約ですし、日本の戦国時代でも「終身雇用や無期雇用」が存在しません。「最低時給単価約1,300円以上」に引き上げる事により、機械化が推進され生産性が上がります。企業側が不用意に、「アルバイトやパート」等を雇えなくなり、「日本のブラック企業(違法労働企業)」が減少でき効率が良いです。

3. 発展途上国に対しての「政府開発援助(ODA)」の廃止について政策の提案。

(1) 「政府開発援助(ODA)」で、「発展途上国(開発途上国)」を支援しても、「教育や医療」等に行きつく前に、効力を発揮できて無いので廃止するべきです。「学校や病院」等の施設を創設しても、内戦等で行き届きません。例えば、アフリカ諸国は「餓死」の危機にあり、雇用の方を必要としています。解決策では、日本の産業部門での「起業家(経営者)」が、現地に行き発展途上国の、雇用増大で貢献すれば良いです。

(2) 「政府開発援助(ODA)」を支援している日本国以外の先進国は、領土面積が大きい大国であり、「代理権戦争(介入権戦争)」により発展途上国の資源を奪う為の戦略です。小国である日本国の規模では、国際規模での「集団的自衛権の行使」が効率性に良いです。例えば、日本国の様な資源の無

い国は、長期的な効果を発揮しません。日本の戦後での高度経済成長は、発展途上国の「代理権戦争（介入権戦争）」により日本の国の利益になりました。

(3) 「政府開発援助 (ODA)」により発展途上国の現地インフラを整備しても維持管理していく為の、人材や設備が現地に無い理由が2段階に存在します。(ア) 発展途上国は「国家統治から民主主義」に移行できず、独裁政権下の国が多い事が挙げられます。発展途上国の国家統治から始めないと、「政府開発援助 (ODA)」の効果が出ません。(イ) 発展途上国の国民性に問題があり、「温厚で衝動的」な国民性なので、未来を考えた計画を立てれ無い事が欠点です。植民地化された国民性が知性を阻害され、独裁政権にコントロールされて来た事が原因だと考えられます。奴隷国家の国民とは、「統合哲学 (社会科学)」を与えられる事が無いです。

(4) 「積極的平和主義」で、アジア諸国を中心に実施したと思われるが、「政府開発援助 (ODA)」を介入戦争に使われ、発展途上国の内戦悪化の恐れがあります。「貧困が紛争の温床になっている」と言いますが、発展途上国の貧困が原因ではなく、欧米諸国による介入戦争が原因です。代理権戦争に使われない為に、「政府開発援助 (ODA)」を廃止していく事が望ましいです。

4. 「職業能力開発訓練 (ジョブトレーニング)」及び「職業安定所 (ハローワーク)」の廃止について政策の提案。

(1) 「職業能力開発訓練 (ジョブトレーニング)」及び「職業安定所 (ハローワーク)」での厚生労働省管轄下の職員が、居場所の確保程度で天下り斡旋を防止する為に、廃止するべきです。「職業訓練 (ハロートレーニング)」での教育訓練で、「何が出来る (CAN-DO)」と思考するべきです。仕事には貴賤が有るので、社会に必要とされ無い労働も存在するのです。「職業安定所 (ハローワーク)」での職業紹介事業の「求人検索及び求人紹介」を、廃止する事が望ましいです。今の時代では、インターネット求人でのサイト検索が主流で、企業側に直接応募が可能になります。

(2) 職業訓練には要素が挙げられます。(ア) 既存的要素では、「能力 (キャパシティ)」の事。(イ) 実績的要素では、「成果 (リザルト)」の事。(ウ) 経験的要素では、「経歴 (キャリア)」の事。(エ) 職人的要素では、「才能 (センス)」の事。才能で自分の腕に自信が無ければ、教育を受けても無駄です。職人とは世界共通であり、師匠の背中を見て覚えると言う理由は、職人氣質の才能を伝授できる物では無いのです。江戸時代の日本は、「土農工商」の世襲制度だからこそ、子供の頃から師匠の背中を見てきた成果なのです。

(3) 「ジョブカフェ (就職支援事業)」及び「サポートステーション (若者就業支援)」を見直すべきです。履歴書及び職務経歴書の書き方や面接の仕方等の低いレベルで、維持費が財政負担を圧迫します。現代の求人応募時には、採用側が求職側のパソコンスキルを確認する為に、電子メールでの履歴書及び職務経歴書の送付を、要望している企業側が多いです。産業時代での高度経済成長の概念を廃止し、「情報技術 (IT)」の技能を磨く為に、パソコン技能を向上させたジョブカフェ支援事業での職業訓練が必要です。

(4) 職業能力開発訓練には、「ハロートレーニング及びサポートステーション」が存在すると思いますが、職業訓練を受けても、未来の就業先が見つかりませんので税金の無駄です。出来る人材は、時代に合わない職業訓練等を受けなくても、既に活躍できるポテンシャルが有ると考えられます。「人工知能 (AI)」での基準に対し、職業能力開発事業に必要な無い項目が、多すぎるので廃止するべきです。

5. 日本国における国籍条項を撤廃した「外国籍での公務員の廃止」について政策の提案。

(1) 外国籍での公務就任権が無いのに、「各市町村及び各都道府県」の裁量では、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」を作成して、「公務員の国籍条項を撤廃」し外国籍での公務員を任用していると思われれます。「国及び地方公務員法」の解釈として「公務員に関する基本原則により、地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しないものを任用することができない。」と規定しています。

(2) 日本国憲法の場合は「すべて国民」として「自国民 (日本国籍)」が対象なので、外国籍の公務員は対象外になり、日本国における「国旗国歌斉唱」の義務が無いです。例えば、「外国人と日本人の違い」を確認し学習する事が目的であれば、「外国語指導助手 (ALT)」の様に、「知識及び技能」を教える程度の「グローバル及びイノベーション」等での、高度な能力を伝授させるだけで十分です。「教育委員会 (教育部門)」では、国籍条項が規定されています。外国籍での教員の場合には、「教諭 (指導専任)」として「学級 (担任)」を担当させ、生徒に思想を植え付ける事が、国民側から見て違和感があります。

(3) 外国籍での公務員の採用での場合は、公務に制限がありますので、「係長以上の役職 (管理職)」

の採用を廃止する事が望ましいです。「係長以上の役職」の場合は、責任が存在する「公権力の行使に携わる職及び公の意思の形成への参画に携わる職」なので、日本国の為に希望をもたせても、「外国籍の公務員」に見返りが無いので無駄です。

(4) 外国籍での大学教授の場合には、「公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第一条」では、「大学における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」と明記されています。国籍条項を撤廃が出来る「外国籍での公務員」の場合は、大学機関等の大学教授での「研究開発 (リサーチ・アンド・デベロップメント)」を目的にする事であり、「常勤 (専任講師)」と「非常勤 (嘱託講師)」と区別するべきです。外国籍での大学教授は、「非常勤 (嘱託講師)」が妥当です。

6. 生活保護制度での「日本国籍での生活保護」に対し「外国籍での生活保護」の区別について政策の提案。

(1) 「外国籍での生活保護」は、「各市町村」での裁量の余地が存在します。「日本国憲法、生活保護法、教育基本法」での、「すべて国民」とは、原則として「日本国民 (自国民)」を守る為の法令です。日本国が「全人類」を守る権限はありません。各市町村は、独自に「生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱」を作成して頂きたいです。「外国籍での生活保護」は、人道的に「傷病 (障害)」の状態を除き「当分の間 (一定期間)」が原則なので、「約1年」程度の継続措置が妥当です。

(2) 「適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について」での、「当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手段により必要と認める保護を行うこと。」を明記しています。「昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知」で高度経済成長時の古い物です。「改正平成26年6月30日社援発0630第1号による改正まで」と最新の物が出ていると思いますが、通知であり法令ではありません。

(3) 正確性が無いのですが生活保護支給率の数値です。(ア) 日本国籍総世帯数約5085万世帯で、生活保護世帯約132万世帯なので、「支給率約2.6%」です。外国籍総世帯数約109万世帯で、生活保護世帯約4万世帯なので、「支給率約3.6%」です。統計的には、外国籍の生活保護者が多いです。(イ) 欧米の社会保障制度では、日本国で言えば「マイナンバー」での「社会保証番号」が無い場合に、「自国籍と外国籍」の差が大きいため、「移民及び難民」の「2世や3世」が定着し、「路上生活者 (ホームレス)」が存在し、日本国の事情とは異なります。欧米の様に「外国籍 (外国人)」には自国の国に帰国する場合と、「路上生活者 (ホームレス)」の場合で、選択して頂きたいです。

(4) 外国籍での生活保護は日本国憲法で守られている「自国民 (日本国籍)」を「第一主義 (ファースト)」とし、日本国憲法で守られていない「外国人 (外国籍)」を「第二主義 (セカンド)」にする事が妥当です。日本国籍での生活保護に対し、外国籍での生活保護について区別を入れる事が先決で、逆に不公平をまねきます。

第4章 外国人高度人材での導入で社会水準の向上による具体案。

1. 外国人技能実習生制度の廃止し「外国人高度人材制度の拡大」を導入について政策の提案。

(1) 外国人技能実習制度は単純労働である為に廃止し「外国人知的労働者 (外国人高度人材)」を積極的に受け入れるべきです。欧米諸国は労働力不足程度の目的で、「単純労働者 (ルーチンワーク)」を大量に移民で受け入れた結果では、「スラム街化」した事例があります。出稼ぎ程度の単純労働者が定着する事で、仕事が無くなると他に選択肢が無い人材の為に、社会全体の質を下げてしまいます。グローバル化が国家水準を上回る状態ですので、日本国の移民政策は、失敗した欧米諸国を参考にしないで下さい。

(2) 高度人材を優先し「移民や難民」を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人程度」で、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」なので、世界人口が増加傾向にあります。「外国人高度人材 (知的労働者)」での「大学院修士号及びそれと同等の経歴を有する者 (マスター以上)」を優先し、「年間約50万人」の人々が日本に永住すれば、活気ある日本社会になると思います。日本国独自の難点では、「質の高い知的労働者」を世界から、ヘッドハンティングしていく事が「至難の業」となります。

(3) 例えば、科学で説明すると「企画及び研究開発 (フィロソフィー)、設計施行 (ブリッジ)、製造技術 (マニュアル)」の行程です。段階的内容では「企画及び研究開発は論文、設計施行は小論文、製造技術は作文」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学 (テオリー) と実験物理学 (テスト)」の経過観察過程での、研究開発の結果内容を記入します。「技能実習生」程度で培った情報源で、感

想を述べる作文程度の文章能力では、学術論文まで辿り着きません。

(4)「職業や人材に貴賤が存在する」と言う事を、十分に考慮して頂きたいです。高度な科学的ベンチャー企業などは、優れた技能や知識を持つ多様な高度な人材しか活躍できない状態です。単純労働の外国人技能実習制度でしか雇えない企業が、能力レベルの低い「日本のブラック企業（違法労働企業）」の温床になります。「日本のブラック企業（違法労働企業）」を支える必要性もありません。未来は、「人口知能（AI）及び宇宙居住（スペースコロニー）」で、外国人高度人材の「質の高さ」で選ぶべきです。

2. 労働市場の最低労働賃金を全国一律で「最低時給単価約1.300円以上」に引き上げる政策の提案。

(1) グローバル化及びイノベーション化を加速する為に、労働市場の「最低時給単価約1.300円以上」が望ましいです。社会構造縦軸では、「上流層（グローバル）、中流層（国家水準）、下流層（ローカル）」の「資本主義と社会主義」です。社会構造横軸では、「中間層の左派（コムニズム）、右派（フェシズム）」の「独裁主義と民主主義」です。今後は横軸の「中流層（国家水準）」では無く、縦軸の「上流層（グローバル）」を主力でのハイスpekが質的に向上します。社会構造横軸の「国民総活躍（中間層）」では、生産性が下がります。

(2)「グローバル化（国際化）」推進では、「外国人高度人材（知的労働者）」を導入する事で、「単純労働（ルーチンワーク）」を、減らす方向性が効率的に良いです。「外国人高度人材（知的労働者）」の子孫が日本国に定着する事が、国民の質を上げて行きます。例えば、「約99パーセントの凡人（普通）」が、「社会保障（生活保護）」で暮らして行けば、「約1パーセントの外国人高度人材（知的労働者）」の邪魔をしなくて済みます。

(3)「イノベーション性（創造性）」の推進では、「人工知能（AI）」を活性化する事で、人件費を機械の導入で補えば、効率が良くなります。「約99パーセントの凡人（普通）」を基準とせず、「約1パーセントの天才（才能）」を活用する事です。人類の構造の約99パーセントは左脳言語権力性で、約1パーセントは右脳創造性です。天才の領域は、右脳創造性なので、社会構造を変えて行く事です。

(4) 日本企業の生産性が悪い原因は、雇用形態に問題があり企業側に対して「エキスパートエグゼクティブ制度（高度専門契約）」の労働契約的な概念が無いからです。例えば、欧米には「正社員（終身雇用や無期雇用）」が存在し無いです。海外では「総合職（正規雇用）」が無く、「有期雇用（契約社員）」が通常の労働契約ですし、日本の戦国時代でも「終身雇用や無期雇用」が存在しません。「最低時給単価約1.300円以上」に引き上げる事により、機械化が推進され生産性が上がります。企業側が不用意に、「アルバイトやパート」等を雇えなくなり、「日本のブラック企業（違法労働企業）」が減少でき効率が良いです。

3. 発展途上国に対しての「政府開発援助（ODA）」の廃止について政策の提案。

(1)「政府開発援助（ODA）」で、「発展途上国（開発途上国）」を支援しても、「教育や医療」等に行きつく前に、効力を発揮できて無いので廃止するべきです。「学校や病院」等の施設を創設しても、内戦等で行き届きません。例えば、アフリカ諸国は「餓死」の危機にあり、雇用の方を必要としています。解決策では、日本の産業部門での「起業家（経営者）」が、現地に行き発展途上国の、雇用増大で貢献すれば良いです。

(2)「政府開発援助（ODA）」を支援している日本国以外の先進国は、領土面積が大きい大国であり、「代理権戦争（介入権戦争）」により発展途上国の資源を奪う為の戦略です。小国である日本国の規模では、国際規模での「集団的自衛権の行使」が効率的に良いです。例えば、日本国の様な資源の無い国は、長期的な効果を発揮しません。日本の戦後での高度経済成長は、発展途上国の「代理権戦争（介入権戦争）」により日本の国の利益になりました。

(3)「政府開発援助（ODA）」により発展途上国の現地インフラを整備しても維持管理していく為の、人材や設備が現地に無い理由が2段階に存在します。(ア) 発展途上国は「国家統治から民主主義」に移行できず、独裁政権下の国が多い事が挙げられます。発展途上国の国家統治から始めないと、「政府開発援助（ODA）」の効果が出ません。(イ) 発展途上国の国民性に問題があり、「温厚で衝動的」な国民性なので、未来を考えた計画を立てれ無い事が欠点です。植民地化された国民性が知性を阻害され、独裁政権にコントロールされて来た事が原因だと考えられます。奴隷国家の国民とは、「統合哲学（社会科学）」を与えられる事が無いです。

(4)「積極的平和主義」で、アジア諸国を中心に実施したと思われるが、「政府開発援助（ODA）」を介入戦争に使われ、発展途上国の内戦悪化の恐れがあります。「貧困が紛争の温床になっている」と言いますが、発展途上国の貧困が原因では無く、欧米諸国による介入戦争が原因です。代理権戦争に



使われない為に、「政府開発援助 (ODA)」を廃止していく事が望ましいです。

4. 「職業能力開発訓練 (ジョブトレーニング)」及び「職業安定所 (ハローワーク)」の廃止について政策の提案。

(1) 「職業能力開発訓練 (ジョブトレーニング)」及び「職業安定所 (ハローワーク)」での厚生労働省管轄下の職員が、居場所の確保程度で天下り斡旋を防止する為に、廃止すべきです。「職業訓練 (ハロートレーニング)」での教育訓練で、「何が出来る (CAN-DO)」と思考すべきです。仕事には貴賤が有るので、社会に必要とされ無い労働も存在するのです。「職業安定所 (ハローワーク)」での職業紹介事業の「求人検索及び求人紹介」を、廃止する事が望ましいです。今の時代では、インターネット求人でのサイト検索が主流で、企業側に直接応募が可能になります。

(2) 職業訓練には要素が挙げられます。(ア) 既存的要素では、「能力 (キャパシティ)」の事。(イ) 実績的要素では、「成果 (リザルト)」の事。(ウ) 経験的要素では、「経歴 (キャリア)」の事。(エ) 職人的要素では、「才能 (センス)」の事。才能で自分の腕に自信が無ければ、教育を受けても無駄です。職人とは世界共通であり、師匠の背中を見て覚えろと言う理由は、職人氣質の才能を伝授できる物では無いのです。江戸時代の日本は、「土農工商」の世襲制度だからこそ、子供の頃から師匠の背中を見てきた成果なのです。

(3) 「ジョブカフェ (就職支援事業)」及び「サポートステーション (若者就業支援)」を見直すべきです。履歴書及び職務経歴書の書き方や面接の仕方等の低いレベルで、維持費が財政負担を圧迫します。現代の求人応募時には、採用側が求職側のパソコンスキルを確認する為に、電子メールでの履歴書及び職務経歴書の送付を、要望している企業側が多いです。産業時代での高度経済成長の概念を廃止し、「情報技術 (IT)」の技能を磨く為に、パソコン技能を向上させたジョブカフェ支援事業での職業訓練が必要です。

(4) 職業能力開発訓練には、「ハロートレーニング及びサポートステーション」が存在すると思いますが、職業訓練を受けても、未来の就業先が見つかりませんので税金の無駄です。出来る人材は、時代に合わない職業訓練等を受けなくても、既に活躍できるポテンシャルが有ると考えられます。「人工知能 (AI)」での基準に対し、職業能力開発事業に必要な無い項目が、多すぎるので廃止すべきです。

5. 日本国における国籍条項を撤廃した「外国籍での公務員の廃止」について政策の提案。

(1) 外国籍での公務就任権が無いのに、「各市町村及び各都道府県」の裁量では、「日本国籍を有しない職員を任用することのできる職の範囲を定める規則」を作成して、「公務員の国籍条項を撤廃」し外国籍での公務員を任用していると思われます。「国及び地方公務員法」の解釈として「公務員に関する基本原則により、地方公務員の職のうち公権力の行使又は地方公共団体の意思の形成への参画に携わるものについては日本の国籍を有しないものを任用することができない。」と規定しています。

(2) 日本国憲法の場合は「すべて国民」として「自国民 (日本国籍)」が対象なので、外国籍の公務員は対象外になり、日本国における「国旗国歌斉唱」の義務が無いです。例えば、「外国人と日本人の違い」を確認し学習する事が目的であれば、「外国語指導助手 (ALT)」の様に、「知識及び技能」を教える程度の「グローバル及びイノベーション」等での、高度な能力を伝授させるだけで十分です。「教育委員会 (教育部門)」では、国籍条項が規定されています。外国籍での教員の場合には、「教諭 (指導専任)」として「学級 (担任)」を担当させ、生徒に思想を植え付ける事が、国民側から見て違和感があります。

(3) 外国籍での公務員の採用での場合は、公務に制限がありますので、「係長以上の役職 (管理職)」の採用を廃止する事が望ましいです。「係長以上の役職」の場合は、責任が存在する「公権力の行使に携わる職及び公の意思の形成への参画に携わる職」なので、日本国の為に希望をもたせても、「外国籍の公務員」に見返りが無いので無駄です。

(4) 外国籍での大学教授の場合には、「公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法第一条」では、「大学における教育及び研究の進展を図るとともに、学術の国際交流の推進に資することを目的とする。」と明記されています。国籍条項を撤廃が出来る「外国籍での公務員」の場合は、大学機関等の大学教授での「研究開発 (リサーチ・アンド・デベロップメント)」を目的にする事であり、「常勤 (専任講師)」と「非常勤 (嘱託講師)」と区別すべきです。外国籍での大学教授は、「非常勤 (嘱託講師)」が妥当です。

6. 生活保護制度での「日本国籍での生活保護」に対し「外国籍での生活保護」の区別について政策の提案。



(1) 「外国籍での生活保護」は、「各市町村」での裁量の余地が存在します。「日本国憲法、生活保護法、教育基本法」での、「すべて国民」とは、原則として「日本国民（自国民）」を守る為の法令です。日本国が「全人類」を守る権限はありません。各市町村は、独自に「生活に困窮する外国人に対する生活保護取扱要綱」を作成して頂きたいです。「外国籍での生活保護」は、人道的に「傷病（障害）」の状態を除き「当分の間（一定期間）」が原則なので、「約1年」程度の継続措置が妥当です。

(2) 「適法に日本に滞在し、活動に制限を受けない永住、定住等の在留資格を有する外国人について」での、「当分の間、生活に困窮する外国人に対しては一般国民に対する生活保護の決定実施の取扱に準じて左の手続により必要と認める保護を行うこと。」を明記しています。「昭和29年5月8日社発第382号厚生省社会局長通知」で高度経済成長時の古い物です。「改正平成26年6月30日社援発0630第1号による改正まで」と最新の物が出ていると思いますが、通知であり法令ではありません。

(3) 正確性が無いのですが生活保護支給率の数値です。(ア) 日本国籍総世帯数約5085万世帯で、生活保護世帯約132万世帯なので、「支給率約2.6%」です。外国籍総世帯数約109万世帯で、生活保護世帯約4万世帯なので、「支給率約3.6%」です。統計的には、外国籍の生活保護者が多いです。(イ) 欧米の社会保障制度では、日本国で言えば「マイナンバー」での「社会保証番号」が無い場合に、「自国籍と外国籍」の差が大きいので、「移民及び難民」の「2世や3世」が定着し、「路上生活者（ホームレス）」が存在し、日本国の事情とは異なります。欧米の様に「外国籍（外国人）」には自国の国に帰国する場合と、「路上生活者（ホームレス）」の場合で、選択して頂きたいです。

(4) 外国籍での生活保護は日本国憲法で守られている「自国民（日本国籍）」を「第一主義（ファースト）」とし、日本国憲法で守られていない「外国人（外国籍）」を「第二主義（セカンド）」にする事が妥当です。日本国籍での生活保護に対し、外国籍での生活保護について区別を入れる事が先決で、逆に不公平をまねきます。

## 第5章 「ガバナンス（政治統治）」構造の改正による具体案。

### 1. 「PDCA及びOODA」を廃止し「ワーキンググループ（研究開発）」を導入について政策の提案。

(1) 「PDCA及びOODA」戦略は、「計画及び観察」の段階で、失敗すると「実行、評価、改善（判断、決定、行動）」で、戻り直します。失敗した事を認識すれば良いのですが、システム開発の「入札（発注）から受入（試作）」は、納期近くには修正案が多くなり「改修（デバック）」する方法論しかありません。「計画」の部分で深慮するには、マネージメント運用を「ボトムアップ」にし「PREP法（目的、理由、事例、結論）」の中に「因果関係と相関関係」及び「分散思考と収縮思考」等を使い、企画力を強化する事です。

(2) 行程とは、「垂直軸と水平軸」を考慮します。垂直軸の「上流工程の企画及び研究開発（論文）、中流工程の設計施行（小論文）、下流工程の製造技術（作文）」です。学術論文を書く方法は、「理論物理学（テオリー）と実験物理学（テスト）」の経過観察を、研究開発の結果内容を記入します。水平軸の「PDCA及びOODA」の発案者は、軍隊レベルの中流行程で、上流工程の学術論文まで辿り着きません。軍事戦略は、「準備と訓練」が整う場合で、臨機応変さを発揮できます。

(3) 設計施行する前に、研究開発で検証をする方が強度向上します。「0ベース設計」は、実績のない製品を最初から作る方法です。「ベンチ設計」は、過去の実績を性能比較しステップアップで作る方法です。理科学は文学と異なり、基礎ベースが厳格で無いと、上に積み挙げて動きません。数学公式よりも、単純化した算数公式の方が良いです。ハード面は寸法でソフト面は制御です。設計図は「左脳の2次元（縦と横）」で、完成品は「右脳の4次元（縦と横と奥行きと時間及び場所）」です。

(4) 現代の軍隊では、「大隊（約1,000人規模）、中隊（約100人規模）、小隊（約20人規模）」から成ります。中流工程の大隊を送り込む前に、小隊規模の「情報偵察部隊（空挺特殊任務部隊）」等で、敵地の情報を分析します。企画部分の偵察任務が出来てない状態で、大隊を送り込む掃討作戦は失敗し、日本の戦国時代の消耗戦です。行政機関は、「上流工程から下流工程」のデータ解析する知識が無いと、運用管理が出来ないと思います。

### 2. 「作戦（オペレーション）」構造での「PDCA及びOODA」の廃止について政策の提案。

(1) 軍事学では「カテゴリー（区分）」があり、「戦略（ストラテジー）、作戦（オペレーション）、戦術（タクティク）、兵站（ロジスティク）」です。詳細では、「侵略権戦争、自衛権戦争、代理権戦争」は戦略です。「宣伝戦、心理戦、法律戦」や「PDCA及びOODA」は作戦です。「攻撃、防御、後退」や「任務遂行と離脱遂行」は戦術です。後方支援部隊の物資量は兵站です。作戦レベルの「PDCA及びOODA」は、「戦車の対機甲戦、軍艦の対艦砲戦、戦闘機の対空襲戦」等の種類に最適ですが、歩兵部

隊等の機動性に富んだ動きには不向きです。

(2) 戦略思考のパターンがあります。(ア)「ベーシックブレインストーミング」方法では、因果関係と相関関係から、長所が短所になり短所が長所になります。量質転化の法則から、分散思考と収縮施行から来る、演繹法と帰納法です。(イ)「リフレーミング」方法では、思考の枠に組み込まれた角度を変え、抽象的概念と具体的概念を使います。(ウ)「ハイステップストーミング」方法では、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、Aの情報源からBとCを抜かして、Dに飛び級の思考です。少ない情報ベースから答えを導き出しますが、右脳創造性のIQ約150ポイント以上の天才しか使えません。

(3) 第二次世界大戦では、旧日本軍大本営は作戦を作れるが、戦略が当時の原因です。(ア)旧日本海軍は、戦艦大和の約4キロメートル上空に米軍戦闘機が待機し、直滑降に近い角度の約60度で奇襲攻撃をしました。戦艦大和の艦砲射撃砲の角度は約60度以上に達しない為に、一度も艦砲射撃が出来ない状態で約3時間後に撃沈しました。(イ)旧日本陸軍は、兵站の補給物資が足りずに戦闘に至らず、病死や餓死で壊滅しました。

(4) 教科書の兵法は古い戦略で芸術程度です。「公文章」を作るには、世間話し程度の「長文グラマー(文法)」を使わず、「短文フレーズ(熟語)」使い「メタファー(抽象概念を具体概念)」から「単説明瞭」に作るのが基本です。「戦争や震災」等の危機管理状態の時は「一刻一時」を争う事態で、「厳密な機能」で公用語を作る事です。科学技術では「上流工程から下流工程」迄を分析し、今後の未来を向上させます。哲学力を向上させる事が、新しい戦略を組み立てるのです。

3. 「官公庁(財閥企業)」での「ガバナンス能力(組織統治)及びマネージメント能力(人材管理)」の向上について政策の提案。

(1) ガバナンス能力の向上では、トップダウン構造を約50パーセントとボトムアップ構造を約50パーセントの組織構造の変革が必要です。トップダウン構造を強くしてしまうと、最新の情報が入り込めないので、ボトムアップ構造が最適です。「三角形トライアングル組織構造(ピラミッドストラクチャー)」では、専務クラスから部長クラス等の上級管理職員が約5パーセント、課長クラスから係長クラスの間管理職員が約15パーセント、下級職員が約80パーセントの構造が望まします。組織バランスを向上させるには、課長クラスから係長クラスの間管理職員を中心に削減して行く事です。

(2) ガバナンス能力の向上では、上級管理職員から中間管理職員の能力不足の状態では機能しないので、管理職員を「リストラ(退職勧奨)」に追いやるべきです。上級管理職から中間管理職の「職員給料査定(ペイメント)」を約40パーセント以下に削減していけば、能力レベルが低い上級管理職員から中間管理職員は、自発的に退職していくと思われれます。生物学及び植物学の全般では、人間とは似たもの同士を選別するので、上級管理職員から中間管理職員の人材の質を上げれば、下級職員の質も上がると思われれます。

(3) マネージメント能力の向上では、管理職員は能動的に「コマンダー(司令)」として、下級職員に対し常にオーダーを出せる能力が必要で、幼稚的な理解してもらいたい等の受動的要素は、機能しないです。下級職員から来た情報に対し、管理職員が収集をかけ処理していく事が最適です。国家機関とは、「戦争及び震災」等に対応する事に想定し、管理職員が精神状態を不安定になる事であれば、頼り無い状態です。

(4) マネージメント能力の向上では、世界の先を行く先進国での場合は、「人工知能(AI)及び宇宙研究開発(スペースコロニー)」の時代に突入し、人類史上の教科書が無い状態を認識するべきです。無駄な事をしない為には、他国の成功事例を複製し手本にする物が未来に無いという状態であり、宿命と試練を背負い人類の先駆者として自分が試されている事なのです。

4. 「国(各市町村及び各都道府県)」が税金で運営する「公共施設の廃止」について政策の提案。

(1) 私が障害者の立場からの考えです。私の障害名は「高機能自閉症広汎性発達障害(右脳創造性偏重型)」です。私の状態は、「無職(生活保護受給者)」で就労不可です。「障害(傷病)」を理由として、施設等の運用での利用不可の基準的な考えでは、「安全の確保」の部分です。「障害(傷病)」の場合は、パニックを起こすと「安全の確保」の対応に、運用費用が掛かります。解決案では、人類に寛容性があれば良いのですが、今の人類の構造上では不可能です。「障害者差別」は解決できない問題だと考えています。「国家機関」が、安全コストを負担し、「障害者(傷病者)」を守れば解決する問題ですが、「安全の確保」に対応する、財政コストが掛かります。

(2) 国家機関の「公共施設」は、「売却し民営化」が望ましいです。公共事業での「障害者施設及び医療施設」、「美術館及び博物館」、「図書館」、「公園及び競技場等のスポーツ施設」等を創設する必要が無いです。「社会教育法第九条(図書館及び博物館)」での、「図書館及び博物館は、社会教育

のための機関とする。」及び「図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。」と明記しています。「教育基本法第十二条（社会教育）」での、「個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。」と規定している、原則的には「個人の要望や社会の要請」が無ければ、国家機関が財政負担をしてまで、「公共施設」を維持する必要性が無いです。

(3) 私の障害の場合では、労働市場でも「創造的破壊（スクラップ・アンド・ビルドアップ）」が起き、「企業側（組織側）」が拒絶するので、無職の状態です。天才的な約1パーセントの創造性を出したとしても、天才的な要素での創造的破壊により、凡人の約99パーセントの、既得権益が崩れる要因です。「天才と才能」は状態が異なり、天才は「こだわり」が強いのでは無く、才能が無くても「集中力」が凄いです。凡人の習慣的な「マルチタスク（均等脳）」より、高い能力の天才的な「セパレートタスク（区分脳）」であれば、「天才も障害者」という事です。創造的破壊に対応できる人類構造であれば、天才の能力が受け入れられると思います。

5. 各市町村の「年金課（年金部門）」を閉鎖し「日本年金機構」に全て委託について政策の提案。

(1) 各市町村の「年金課（年金部門）」を廃止し、「日本年金機構」に全て委託して頂きたいです。市役所の年金課は、複雑な年金に関する知識が足り無い状態で運用していて、今の時代では能力不足で使い物にならないです。国民の立場から見て「年金課」の年金業務を維持する事が、二重行政サービスで税金の無駄です。市役所の年金課の能力不足だと思いますが、「事務的なミス」が多すぎて改善の余地がないと思います。

(2) 財政利益の計算方法では、「 $\text{税収収益} - \text{維持コスト} = \text{財政利益}$ 」で、「維持コスト」が膨大に掛かり「財政利益」がマイナスになります。結論では、「税収収益」を上げて「維持コスト」で圧迫するので、「財政利益」が全く出ません。維持コストの方を重点的に考え、税金で補助している「市役所（各市町村地方自治体）の年金課」を閉鎖し、日本年金機構に委託するべきです。

(3) 例えば、抜本的に「共済年金（障害共済年金）、厚生年金（障害厚生年金）、国民年金（障害基礎年金）」を一元化すれば、行政コストが下がります。欧米の年金制度を調べたのですが、年金制度の一元化が主流です。行政は明治維新から古い状態で継続していて、随時改定を積み重ね上乗せしてきた結果、今の時代に合いません。

(4) 各市町村の「年金課（年金部門）」を閉鎖した後の対策方法としては、今の時代「マイナンバー制度」が存在するので、市役所の「住民課（市民課）」の方で随時ダブルチェックすれば効率が良いです。市役所の「年金課（年金部門）」が継続的に維持されていると、財政的にマイナスになるので閉鎖が望ましいです。

(5) 「国民年金法第三条3（管掌）」での、「政令の定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。」を廃止してしまえば、市役所の「年金課（年金部門）」を各市町村で独自に閉鎖する事ができるので、財政コストが掛からなくて済みます。流動性の高い社会構造なので、国際教育での「社会保障教育」も重要です。

6. 「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で民主共和制による大統領制の創設について政策の提案。

(1) グローバル時代では、「天皇政権及び元号制度」が時代に合致しません。「天皇政権」を廃止し、平民化して行く事が望ましいです。「元号制度」を廃止し「年号の西暦制度」に変換すれば、外国人が理解しやすいです。古い制度を維持していく事が、国際社会での日本国の成長を妨げにしています。日本国民は、「雑種（ハイブリッド）」で、「天皇政権（貴族階級）」に憧れる事が、国際社会では古い概念です。「国家神道」の思想を維持する意味が無く、「多神教」であれば「無宗教」でも対応が可能です。

(2) 第二次世界大戦時には、「旧日本軍大本営及び日本国民」が、天皇に君主制を導入し独裁政治を創設した結果による、日本国の誤りでの歴史があります。戦後の「天皇政権と日本国憲法第9条」は、密接な関係があります。「GHQ（連合軍）」の圧力で、昭和天皇が戦犯の処罰を避ける事で、日本国憲法第9条と引き換えに、「天皇政権及び元号制度」を維持してきました。私の考えでは、国民を戦争に導いた、当時の最高責任者の昭和天皇も、戦争責任が存在します。「天皇万歳」と殉職している、無意味さが存在します。

(3) 天皇政権及び元号制度を廃止する事のメリットが挙げられます。(ア) 維持する無駄な、税金のコスト削減の部分。(イ) 国家主権が国民主権に対し、戦争利用が出来ない部分。(ウ) 平民を選べる人権の選択肢を設け、国民的な権利の追求が出来る部分。(エ) 行政権で選抜する総理大臣制を解体し、民主共和制での立法権で選抜する大統領制の創設が出来る部分。(オ) 国民の独立と平和を向

上させる為に、国民主権の軍隊を創設し、日本国憲法第9条の廃止が出来る部分。

(4) 年号の西暦制度を導入し、国際社会と統合する事が簡単です。平民の立場から、天皇政権が国民の象徴では、無意味なので廃止が望ましいです。天皇が日本国の無駄な公務を担わない為に、平民の生活を選べる選択肢と、人生の権利を与える事を国民側から提示するべきです。日本国憲法の改正内容では、「天皇(象徴)」を廃止し、「立法権(国会)」に権限を置かせる事です。「天皇政権及び元号制度」を廃止し「年号の西暦制度を導入」で総理大臣制を解体し、大統領制の創設する事が、現代に対し効率が良いです。

7. 「人工知能(AI)」の社会推進での「定義」について政策の提案。

(1) 「人工知能(AI)」分野の用語では、「知恵(ウィズダム)」の定義を具体化し、応用力からの「創造性」と認識して頂きたいです。生物進化論では、「チンパンジー(猿)」の群れから、人類が外に出て独立した様に、人間社会からAIが宇宙に進出する時が、人類が生み出した創造領域の成功です。AIが人類の知性能力を超えても良いです。

(2) AIには能力の段階があります。(ア) 日常領域的な「総合人工知能(GAI)」です。(イ) 専門領域的な「専門人工知能(SAI)」です。(ウ) 人間の創造性を超えるハイパー領域的な「超人工知能(HAI)」です。人類の平均IQは約100ポイントで、「チンパンジー(猿)」の平均IQは約50ポイントなので、「超人工知能(HAI)」では、人間と会話ができずに地球から離れると思います。

(3) 「サイボーグ(生命体ロボット)」と「アンドロイド(人間型ロボット)」の違いがあります。(ア) 人間と機械の組み合わせが、「サイボーグ(改造人間)」です。(イ) 機械とAIの改良の組み合わせが、「アンドロイド(人造人間)」です。例えば、生命体である「寝たきり老人」に、サイボーグ化させても無意味なので、人類の能力を超えたアンドロイドを生み出す事が望ましいです。

(4) アンドロイドを制作するには、「フィジカル(ロボテックス機能)」と「ブレイン(AI機能)」の融合性があります。(ア) ロボットのフィジカルは、「パワーとスピード」です。(イ) AIのブレインは、ワーキングメモリーの「前頭葉(判断認識)、頭頂葉(体性感覚認識)、側頭葉(時間認識)、後頭葉(視覚及び聴覚認識)」等の機能で、知性は「前頭葉(判断認識)、左脳(言語認識)、右脳(空間認識)」です。人間の「右脳(多様性創造力)」での、超越的欲求のプログラミングが難問です。

(5) AIを制作する上で、人間の「衝動性(感情性)」を排除して作る方が効率的に良いです。例えば、小脳運動機能欲求の「生理的欲求(食欲、睡眠欲、排泄物欲)」と、大脳精神欲求の「社会欲求及び承認欲求」の「人間(生物)」分野を排除した状態での

<注記>文章が途切れておりましたが、そのまま記載しております。

## 第6章 生活水準での基準による詳細案。

1. マズローの6段階欲求による科学的根拠の生活水準について政策の提案。

(1) 人間の課題は欲求のコントロールにあります。「小脳(脳幹)」は、動物的脳で古い脳の本能です。「中脳(大脳辺縁系)」は、「海馬(記憶)と扁桃体(感情)」の情動反応の「喜・怒・哀・楽」や「快・不快」があり、側坐核は「依存感(報酬系)」です。「大脳(大脳新皮質)」は、人間的脳で新しい脳の理性です。自律神経では、「交感神経(活動時)」と「副交感神経(休息時)」でのホルモンバランスを維持しています。

(2) ワーキングメモリーの「前頭葉(判断認識)、頭頂葉(体性感覚認識)、側頭葉(時間認識)、後頭葉(視覚及び聴覚認識)」等の機能で、知性は「前頭葉(判断認識)、左脳(言語認識)、右脳(空間認識)」です。凡人脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が大きいのでバランスが良くマルチタスク機能で、天才脳は「右脳と左脳」を繋ぐ脳梁が小さいのでバランスが悪くセパレートタスク機能です。生物は生存を維持する為に、欲求があります。小脳運動機能欲求では、「生理的欲求(食欲、睡眠欲、排泄物欲)」、安全欲求です。大脳精神欲求では、社会欲求、承認欲求、自己実現欲求、自我超越欲求です。

(3) 区分脳が出来た要因は、1日の平均摂取カロリーは、約3,000キロカロリーを維持すると、頭脳で使う消費カロリーは約40パーセントで、人体で使う消費カロリーは約60パーセントです。人間の脳は約10パーセントし機能しない原因は、摂取カロリーを増やすと高血圧になり、肝機能不全での糖尿病から「脳卒中や心筋梗塞」が増加します。摂取カロリーを減らすと低血圧になり、中高年以降から「癌(がん)」になりやすいです。摂取カロリーを増やさず省エネ脳にする為に、天才の区分脳が出来ました。

(4) 「健康で文化的な生活水準」とは社会欲求以上の状態を目指す重要性があります。人間として文化的水準を保ち生き続けるには、「衣・食・住・安全」以上の経済的要素が十分に必要です。例えば、江戸時代と今の時代では時代によって「健康で文化的な生活水準」が異なります。健康を維持し、

新しい知識や教養を身に付け孤立を無くすには、経済的要素の向上を配慮する事が社会成長に繋がります。

## 2. 「健康増進法（受動喫煙防止）」の廃止について政策の提案。

(1) 「タバコ（煙草）」の禁煙は無意味であり、タバコの喫煙よりも、自動車や工場からの排出された「窒素酸化物（NOx）」が有害です。光化学スモッグとは、「高濃度の光化学オキシダント（Ox）」です。西日本では、特に大陸から来る「微小粒子状物質（PM2.5）」の方が有害で、微小なので人間の肺気管に入り込みやすいです。例えば、五感で認識できない様な、眼に見えない状態に有害物が多いので、風邪等のウイルスやPM2.5は、衛生用マスクを着けても無駄です。「埃（ほこり）」が多い場所は、衛生用マスクを着けた方が効果的です。日本の第2次世界対戦時の広島と長崎での放射線内部被爆では、「3世代（1世代20年）」以上の子孫は存続できないと言われています。東日本では、震災時の原発事故で放射線内部被爆している場合があるのに、タバコ禁煙政策は無意味です。

(2) 無駄な政策を立てると、法案の維持コストで「デフレ（円高）」になります。「インフレ（円安）」にしたかったら、高齢者が普段元気で「ピンピンポックリ（早期他界）」してくれれば、医療費の負担がありません。私は長生きしたいですが、タバコを吸わせて人類が早期他界すれば効率が良いです。タバコは「タールの部分」が有害物質ですが、自律神経系から「ドーパミン（男性ホルモン等のテストステロン）」の状態が維持されている男性には良く、1日約10本程度の少量であれば、ニコチンを摂取すると「オキシトシン（女性ホルモン等のエストロゲン）」が出て、精神状態が安定していきます。体質的に脂肪が多い場合での「肥満体（メタボリック）」が原因で、エストロゲンの分泌を加速させ「癌（がん）」になりやすいです。

(3) 日本国は高度経済成長時には、工場のコンビナートから排出された汚染により、四日市喘息等の事例があります。人類は自動車の排気ガスで健康被害を受けているのに対し、反知性主義者の連中が衝動的にタバコの煙は有害であると、何の科学的根拠も無い情報を「発信（センター）」し、「受信（レシーバー）」した反知性主義者の連中も何の科学的根拠も無い情報の全てが正しいと思っています。「健康増進法（受動喫煙防止）」で、今さらどうしたのと言いたいです。余りにも衝動的でレベルが低すぎるので、説明する自信が無いです。

「グローバル及びイノベーション」での「ダイバーシティ（多様人材）」の導入について政策の提案。

(1) 水平思考の「ファースト思考（デジタル）」からイノベーションは起きません。理数系離れが問題ではなく、「社会科学（統合哲学）」離れです。垂直思考の「スロー思考（アナログ）」からイノベーションを起こします。「水平思考のファースト思考」と「垂直思考のスロー思考」の違いで、イノベーションの目指す方向性が異なります。「感情指数（EQ）」を上げても、衝動的で知性が上がらないので無意味です。EQが必要とされる時代は、天候に影響する農耕時代で、現在は科学の時代です。経済は人間の「感情（衝動）」で向上させているので、知性的である「政治文明（ポリティク）と科学技術（テクノロジー）」を目標にすれば、必然的に経済力は降下する事が妥当です。

(2) 「知能指数（IQ）」が基準となり、「言語性及び創造性の入力（インプット）」から、知性を「増幅と減幅（バッファー）」させて「前頭葉処理能力の出力（アウトプット）」します。(ア) 秀才の構造は、「入力領域 IQ 約 100 ポイント」の情報を「集約（インテグレーション）」させて、「出力領域 IQ 約 150 ポイント」で情報を「拡張（エクステンション）」して処理的能力が高いので、過去型ファースト思考です。(イ) 天才の構造は、「入力領域 IQ 約 150 ポイント」の情報を「拡張（エクステンション）」させて、「出力領域 IQ 約 100 ポイント」で情報を「集約（インテグレーション）」して創造的能力が高いので、未来型スロー思考です。

(3) ハイステップストーミングの仕組みでは、「A、B、C、D」の順序を飛ばし、「A」の情報源から「BとC」を抜かして、「D」に飛び級の思考です。直感等の「第六感（スピリチャル）」を使ったのでは無く、「A」を IQ 約 100 ポイント状態だとすると、最初から IQ 約 150 ポイントの入力で「D」を認識できる能力の状態です。

(4) 秀才の脳区分では、前頭葉型の「注意欠陥及び多動性障害（ADHD）」と、左脳型の「言語性権力（アスペルガー症候群）」を特性とし、言語に対する情報が多すぎて悲観的になります。天才の脳区分では、右脳型の「創造性多様力（高機能自閉症）」を特性とし、創造性に対する情報が入り過ぎて「ミラーニューロン（真似）」の機能が弱く、オリジナリティを追求して悲観的になります。

(5) ADHD は、情報処理能力が高いので、「アナウンサー、外国語翻訳、アスリート、企業家、政治家」等が向いています。アスペルガー症候群は、言語力が高いので「弁護士、医者、外国語通訳、アーティスト、ミュージシャン」等が向いています。高機能自閉症は、創造力が高いので、「科学者」等が向いています。言語性は、「2次元（縦と横）」を認識し、創造性は、「4次元（縦と横と奥行き

と時間及び場所)」を認識するので、イノベーションは4次元で増幅させます。2次元の言語力は、数学や文法読解を解読する分野なので、4次元の創造力を使えば、数学や文法読解が出来ない事が当然です。

(6) 科学技術の進化により、人類の平均IQ約100ポイントの限界を迎えてきた事が、イノベーションにスピードが無くなった要因です。科学技術が人類のマッパワーを超えてきたので、先進国等は成長しなくなりました。人類の経済成長率は日本の江戸時代でも、マイナス約0.3パーセントが普通であり、欧米を含めた先進国で日本の戦後に起きた高度経済成長は、プラス約10パーセントであり人類史上では初めての出来事です。生物進化論では「チンパンジー(猿)」から人類に突然変異する時間は、「約400万年」を費やし、約1パーセントの構造の違いでは、IQを約50ポイントに上げた程度です。人類の生物進化論に合わせ、地球環境が待たないです。「人口知能(AI)」等の科学技術が人類の領域を超える事しか方法論が無いです。天才の「区分脳(セパレートタスク)」での入力領域を、IQ約150ポイントに上げれば効果的ですが、今の人類構造では未来への存続が不可能だと思います。

## 第7章 官公庁が考案した無駄な政策の廃止による詳細案。

### 1. 「令和2年度中国若手行政官等長期育成支援事業」の廃止について政策の提案。

(1) 外務省が立案している「令和2年度中国若手行政官等長期育成支援事業」には、無意味な政策なので反対です。中国の優秀な若手行政官等を我が国大学(修士課程)に原則2年間留学生として受け入れる事を通じて、親日派・知日派を育成する方針と記載されていますが、根本的に魅力が無い日本国なので、教育に税金を投入し「親日派・知日派」を作る事が無意味です。外国人留学生に日本国の税金で教育する事が無駄です。

(2) 外国からの留学の目的は国家の人気度が存在します。(1位)アメリカ合衆国及びカナダ国。(2位)欧州諸外国。(3位)シンガポール国。(4位)日本国。具体的には、日本国は4流国家で有り、世界から見て人気無く、相手にされて無いです。(ア)日本国の大学機関の知名度が低く、グローバル化に対応が、出来て無いので人気度が低い事。(イ)日本国民の知的水準が低く、魅力が無い事。海外諸国及び日本国でも同等ですが、優秀な人材は、アメリカ合衆国及びカナダ国に、既に留学しています。

(3) 解決案では、外国から日本国に留学生を受け入れるのでは無く、外国から「外国人高度人材(知的労働者)」での「大学院修士号及び同等の経歴を有する者(マスター以上)」を優先し、「年間約50万人程度」の移民を永住させる事が必要です。世界人口は「約70億人」で増加傾向にあり、日本人口は世界人口に対して「約1.4パーセント」です。国際的には、学歴とは出身大学の「最高学府」では無く、「学士(Bachelor)及び博士(Ph.D.)」での区別が有ります。日本国内での、外国人留学生の教育を外国人富裕層に限定する事が、効率的です。

(4) 「発展途上国(後進国)」での、「行政官僚(官公庁職員)」の分野では、優秀な人材ですが、先進国では、知名度が低く人気が無いです。(ア)発展途上国の国民に人気が高い職業は、「医者、弁護士、研究開発エンジニア、政治家、行政官僚」等の既存での中流系です。先進国の国民に人気が高い職業は、「スポーツ選手、芸術家、音楽家、宇宙飛行士、科学者」等の英雄での上流系です。日本国内での留学を目的とした「外国人行政官僚の育成」では、税金の無駄なので、廃止する事が望ましいです。

### 2. 内閣府食品安全委員会の職員を含む関係機関を「約200名から半分の約100名に削減」する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全委員会では、「約7名の委員で構成され、約12の専門調査会及びワーキンググループにおいて、約200名を超える専門委員の協力による。」と記載されています。今後は、人間の実験を実施が出来ず動物の実験のみなので、半分の約100名に人員を減らす事が望ましいです。「マウス(動物)、ラット(動物)、ウサギ(動物)、ヤギ(動物)、イヌ(動物)、ヒト(人間)」では、動物と人間の間には、「セルロース分解」による差別的な食物吸収が異なります。

(2) 人間と動物での実験事例があります。(ア)人間の試験では、同じ食物成分を約1日間に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約2日を要します。(イ)動物の実験では、同じ食物成分を約1日間に食べ続けた事後の経過観察の期間では、異常な結果が出るまで約4日を要します。動物は、食物による消化する時間は長いです。人間は、食物による消化する時間は短いです。人間は、同じ食物を長期的に食べ続けると有害物であり、短い時間で速く消化されます。動物実験での効果は、消化され吸収するまでの時間が人間の試験より長いです。

(3) 人間に近い哺乳類での「動物検体(ユニット)」の実験方法では、同一検体を使い同じ食物成



分を吸収する前と、経過観察後の吸収した後の、前後2回のデータが必要です。「吸収前のデータ収集⇒経過観察⇒吸収後のデータ収集」の、同一検体での前後2回の実験データの差分を比較し、経過観察のインターバル時間も観察します。動物での、食物の吸収効果は、「肉体（フィジカル）」に多く移行します。人間での、食物の吸収効果での効果は、「頭脳（ブレイン）」に多く移行します。

(4) 人間の試験では、食物の吸収後の水分補給のみで経過観察し約2日後に検査する事が、医療での治験の必要性は、無いので倫理に反します。「動物と人間」の間には、セルロース分解による吸収的な差分を解明するまでは、今後の人間の試験を実施しても効果が無いと思います。食物の吸収性における動物試験が主力になりますので人員を減らせます。内閣府食品安全委員会では、約200名の専門委員の協力には、財政コスト削減の為に、約100名に削減する事が望ましいです。

3. 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価に「プロバビリティ（確率）」を記載する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全衛生のレポートでの食品健康影響評価に、「健康を損なう恐れが無い」と明記しています。人間への試験を実施して無い事で、「人間への安全性上での判別が不可能」と記載すべきです。人間に近い哺乳類動物で試験する事は、正論であり人間への安全性上での判別ができない事を、明記すべきです。完全に断言できない場合は、人間を不安にさせてでも、人間への安全性は未回答と記載すべきです。

(2) 科学とは、約100%の確率で立証でき無い為に、確率で確認するので「プロバビリティ（probability）」の「約（概略）」の記載が入ります。動物試験が中心であり、人間試験が出ない場合を前提に、「人間に健康被害があるかは未確定」と明記すべきです。仮説論文では断言ができますが、「データ（数値）」が基準となるレポートの場合では、人間には影響が無いと断言すると、間違いになります。

(3) 内閣府食品安全委員会の食品健康影響評価には、「厚生労働省及び農林水産省」が記載している部分を使い、動物試験での「無毒性量（NOAEL）」から換算し、「一日摂取許容量（ADI）」の約80%の範囲内に収まる事で、「推定一日摂取量（EDI）」を確認している事を、記載すれば済みます。「急性参照用量（ARfD）」及び「短期推定摂取量（ESTI）」の場合では、統計的な「プロバビリティ（確率）」を計算すれば良い事です。

(4) 「一日摂取許容量（ADI）」の計算式では、「動物試験から得られた無毒性量（NOAEL）÷安全係数（通常は100）安全係数100＝動物とヒトとの違い（種差）10×ヒトにおける個人的な差（個体差）10」です。食品健康影響評価では、食品の安全性での提唱が出来無いので、「しかしながら（But）」を使い、確率統計上は安全性が確認されている事として、明記すれば良いのです。約99%の凡人を守ると行政コストが掛かるので見捨てる事が正論であり、約1%の富裕層に食の安全性を買わせ区別すれば良いのです。

4. 内閣府食品安全委員会の遺伝子組み換え食品評価に「アレルゲン及びアレルギー」の記載を廃止する政策の提案。

(1) 内閣府食品安全委員会が記載している「レポート（報告書）」での「アレルゲン及びアレルギー」の項目で、「文献検索の結果に可能性は低い等」と明記していますが、私から見て「人間（ヒト）」には、個人差が存在し、提唱が出来無いです。(ア)「アレルゲン」とは、「バクテリア（真正細菌）及びウイルス（非生物）」等の「微生物（マイクロオルガニズム）」が、「細胞（セル）」に「感染（インフェクション）」した状態で、タ

<注記>文章が途切れておりましたが、そのまま記載しております。

「内閣府知的財産戦略推進事務局」が提唱している内容では、「尖った人材」を廃止し、「高度専門性（エキスパート）」及び「専門性（スペシャリスト）」の人材の導入をするべき構造と、「共感（シンパシー及びエンパシー）」を廃止し、「高度専門性（エキスパート）」及び「専門性（スペシャリスト）」における「反共感（アンティーシンパシーアンティーエンパシー）」及び「反感（ディスガステイング）」を導入するべき構造と、私個人は思います。具体的には、「内閣府知的財産戦略推進事務局」が提唱している内容に、私の反論の事例があります。(ア) 脱平均には、私は賛成です。例えばですが、「高度専門性（エキスパート）」及び「専門性（スペシャリスト）」を重要視する構造には、私は賛成です。「尖った人材」と言う「概念（コンセプト）」の導入には、私は反対です。(イ) 「融合」には、私は賛成です。例えばですが、「科学技術（サイエンステクノロジー）」の「融合（マージン）」と言う「概念（コンセプト）」の導入には、私は賛成です。(ウ) 「共感」には、私は反対です。例えばですが、「非共感及び反感」する様な「高度専門性（エキスパート）」及び「専門性（スペシャリス



	<p>ト)」の人材を導入するべきと、私は考えます。要するに、無駄な「個性」等を廃止し、「専門的（スペシャリティ）」な分野における「多様性想像力」等を導入するべき構造と、私は考えます。要約すると、文化水準経済では、約1パーセントの富裕層と約99パーセントの「中間層と下流層」の構造を区別をつけるべき構造と、私は考えます。階層の構造では、第5層の構造では、「富裕層（ブルジュア）」では、「上流層（アッパークラス）」で有り、「中間層（ミドル）」では、「中の上クラス（ミドルアッパークラス）、中の中クラス（ミドルレギュラークラス）、中の下クラス（ミドルロークラス）」で有り、「下流層（ロークラス）」では、「除外（ドロップアウト）」で有り、第5層の区別が存在する構造と、私は考えます。約1パーセントの「富裕層（ブルジュア）」を「ターゲット（目標）」にする場合では、知的水準の高い「日本文化、日本語、日本共同体」から「多文化、多言語、多共同体」等の構造を「アピール（宣伝）」するべき構造と、私は考えます。約99パーセントの「中間層（ミドルクラス）」及び「下流層（ロークラス）」を「目標（ターゲット）」にすると問題が出て来るので、「インバウンド（日本の観光経済）」の場合では、「中間層の中の中（ミドルレギュラー）から下流層（ロークラス）」迄の外国人観光客における日本国での入国の拒否し、外国人の「貧乏人（プアー）」な観光客を切り捨てる構造が望ましいと、私は考えます。</p>
--	--

No.	意見の分野
3	<p>(A) 主として産業財産権分野に関するもの</p> <p style="text-align: center;">意見</p> <p>北京条約が30カ国批准し4月に発効されます。著作権及び著作隣接権のAVデジタルにおける視聴覚的権利が発生します。</p> <p>国内の法制化を進め、芸能分野の発展を図り、これ以上業界が衰退しないための措置を緊急にしてください。</p> <p>2019年「デジタル単一市場における著作権指令（the Directive on Copyright in the Digital Single Market=DMS著作権指令）」を日本にも適用するべきで、この指令の主旨の一つである、俳優を含む芸能実演家と製作者、現場で働く芸能従事者への支援は急務です。</p> <p>また13年前に「コンテンツ大国に向けて」の検討会から、「災害補償と保険」研究会が発足（下記リンク）し、ガイドラインまで作られましたが、全く現場に反映されていません。事故や怪我は増えるばかりです。</p> <p><a href="https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/024/08031816/007/005.htm">https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/bunka/gijiroku/024/08031816/007/005.htm</a></p> <p>個人事業主がほとんどの現場の働き方の実態に沿った、安全衛生上の保護、ハラスメント防止策、労災保険の適用が為されるべきです。</p> <p>良質なコンテンツの増大と健全な流通、知財の発展のために、芸能実演家の保護と新しい秩序の形成に取り組んでください。</p>

No.	意見の分野
4	<p>(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援</p> <p style="text-align: center;">意見</p> <p>地方の知財推進に於ける取り組みの課題</p> <p>私は関東で約30年間、通信やネットワークのシステム開発、品質管理、知財推進に取り組んで参りました。</p> <p>2018年に鹿児島にUターンして、鹿児島の中小企業に再就職し、事業推進の業務を行って参りました。</p> <p>2019年に起業し、鹿児島の産業の発展のために、企業の知恵の発掘とビジネスづくりをサポートし、知的財産でビジネスを守る事業を立ち上げました。</p> <p>現在、鹿児島の産業の発展と知財推進を考える上で、下記の課題があります。</p> <p>課題1：地方の中小企業は、知財でビジネスを守るという意識が低い</p> <p>企業団体に参加し、多くの企業経営者様とお話しさせて頂いておりますが、ビジネスを知的財産で守る事の必要性だけでなく、他社の知的財産を侵害しない、また他社の権利侵害により攻撃される可能性についても現実には起こりうることを考えていない所があります。</p>

	<p>また、鹿児島県の中小企業は、高齢の経営者が多く、5年後を見据えた新しい取り組みよりは、現状維持を重視されているため、業務の効率化のためのIT導入やオープンイノベーション、新しいビジネス等への取り組みに消極的です。更に、知財人材を育てるセミナーも企業マターのため、ニーズが少ない状況です。</p> <p>知財総合窓口や、弁理士会等も知財活動を行っていますが、企業からの依頼に対し対応するという企業マターのスタンスであり、人材も少ない為、知財活用企業の拡大には至っていない様に見受けられます。</p> <p>施策1：知財人材育成、知財普及活動に対する支援や補助金</p> <p>弊社は、鹿児島県の中小企業の中でも、バイタリティのある企業や若手の経営者などを抽出して、知財推進支援のためのアプローチを行っております。今までに無かった知的財産活動支援という未知の支援業務に対して、信頼関係が最も重要です。そのため、半年から1年の期間を関係作りに費やしています。</p> <p>知財総合窓口や弁理士会等とも連携しながら、一方一般企業の知財活動の特徴として、企業に入り込んで企業が抱える課題に対し、解決策と知財活用法の発掘や、特許庁知財派遣事業を活用するための講演の調整などを行っております。このような知財普及活動に対する支援や、月当り30万円程度の補助金が無ければ、継続して活動することが出来ません。</p>
--	--

No.	意見の分野
5	(A3) 地方・中小の知財戦略強化支援
	意見
	<p>&lt;特許法66条2項の第1年～第3年の特許料の納付&gt;</p> <p>中小企業・個人発明家の特許取得の支援のため、特許料の支払い年数を、第1年のみにしたほうが良いように思います。</p> <p>理由は以下の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資金に余裕の無い中小企業・個人発明家は、例えば、第1年の特許料のみ支払って、特許登録後、速やかに（例えば、1年間以内）、特許料の支払いを含むライセンス契約を模索する要望がありえると思われる</li> <li>・異議申立て、例えば、1年以内に取消決定が確定した場合、特許法111条1項2号で、第2年と第3年の既納の特許料の返還を請求する必要がある、手間がかかる。</li> <li>・他国の特許制度でも、3年分の特許料を支払う国は、特異であり、韓国くらいしかないと考える。</li> <li>・例えば、出願人が、一度に多くの年数の特許料を支払いたいのであれば、自己の判断で、適宜、必要な年数の支払えばよいと思われる。</li> <li>・3年分の特許料を支払うことになったのは、公告制度下、公告日に遡って特許料を支払う必要があったためと推測する。そうであれば、現在の付与後異議申立制度の下では、3年分の特許料を支払う必要が無いように思われる。</li> </ul>

No.	意見の分野
6	(A4) 知財創造保護基盤の強化
	意見
	<p>(要旨)</p> <p>「知的財産推進計画 2020」に新たに盛り込むべき政策事項として以下の3つの政策を提案します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 国内優先出願の基礎のみなし取り下げの廃止</li> <li>2. 拒絶査定不服審判請求時の予備的補正の導入</li> <li>3. 拒絶査定不服審判における審決の予告の導入</li> </ol> <p>(詳細)</p> <p>知的財産推進計画 2019 では、“技術の進展や、デジタル化やグローバル化などを契機としたビジネスの環境の変化の中でも、個々の主体が知的財産を有効に活用して新たな価値をデザインできるよう、知的財産制度の見直しや、知的財産制度を支える体制の整備に不断に取り組むことが求められている。”と述べられています。</p>

これに関連して、「知的財産推進計画 2020」に新たに盛り込むべき政策事項として意見を述べます。

#### 1. 国内優先の基礎のみなし取り下げの廃止について

国内優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間（1年4月）を経過した時に取り下げられたものとみなされます（特許法42条第1項）。この制度の趣旨は、「基本的な発明についての出願から改良発明等を取り込んだ新しい出願へ乗り換えることを可能とすることを狙いとするものであるから、競合出願の排除、重複審査、重複公開の回避の点から、先の出願をみなし取り下げとすることにしたものである。」とされています（逐条解説より）。

一方、日本の国内出願を基礎として優先権主張をして日本を指定国に含む国際出願した場合、当該国際出願は日本においては国内優先出願とされます。従って、国際出願をすると、基礎の国内出願は優先日から1年4月を経過した時にみなし取り下げとなります。みなし取り下げを回避するためには、以下の（1）～（3）の方法があります。

（1）PCT願書で日本の指定を除外する

（2）日本の指定を取り下げる

（3）国内優先権主張を取り下げる

このうち（2）、（3）については、PCT規則および特許法により優先日から30月経過前であればいつでもできると規定されています。

PCT規則90の2.3(a)：出願人は、国際出願において第八条（1）の規定に基づいて申し立てた優先権の主張を優先日から三十箇月を経過する前にいつでも、取り下げることができる。

特許法第184条の15第1項：国際特許出願については、第四十一条第一項ただし書及び第四項並びに第四十二条第二項の規定は、適用しない。（特許法42条第2項：前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願の出願人は、先の出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した後は、その主張を取り下げることができない。）

#### （問題1）

上記のように指定国の取り下げ、国内優先権主張の取り下げは優先日から30月経過前であればいつでもできます。しかし審査基準では「先の出願から1年4月経過後であっても優先日から30月経過するまで、優先権の主張を取り下げることができるが、みなし取り下げとされた先の出願が再度係属することはない。」とされています（審査基準第V部 第2章 国内優先権）。

したがって、PCTにおいて30月経過まで指定国の取下げ等を認めている一方で基礎出願が再係属することはないため、1年4月経過後に国内優先権主張を取り下げても何の意味も無く、上記規則等の趣旨が覆滅しています。

#### （問題2）

スーパー早期審査請求をすると、出願から1年以内に結論（特許査定）が出せます。しかし、1年以内ならこの出願を基礎とした国内優先出願（PCT自己指定出願を含む）もできますし、1年4月経過まではその国内優先権主張の取り下げも可能です。したがって、スーパー早期審査対象の出願が国内優先の基礎となった場合、みなし取り下げされるか否か確定しない出願に対し、早期に審査を進める必要性を迫られます（\*スーパー早期審査では審査側のアクションも30日以内にする必要があり、審査を中断できない）。なお、スーパー早期審査でも、拒絶理由が2回、3回となれば、審査の途中にみなし取り下げの時期が来る場合もあります。

ちなみに、基礎出願が特許査定となって特許権が発生しても無効理由には当たりませんし、国内優先出願の時点で基礎出願の査定が確定していなければ、国内優先権主張も有効と考えられます。

#### （意見）

国内優先の基礎のみなし取り下げの廃止を提案します。例えば米国では一部継続出願しても基礎は取り下げられませんが、ダブルパテントの問題（実質的な存続期間の延長）に対してはターミナルディスプレイスクレマーにより解決していて、特段の問題は起きていません。その他、他国においてもPCTの基礎出願が自己指定によりみなし取り下げされる様な制度は存在しないと思います。なお、日本では特許法第39条で、実質同一の範囲まで拒絶しますので、実質的な存続期間の延長の問題は生じないと思います。

基礎がみなし取り下げされないようになれば、出願人としては基礎出願が必要か否かに応じて基礎を生かしておくか、取り下げして非公開とするか、柔軟な戦略を立てられます。

あるいは、PCT絡み（問題1）の場合に限り、PCT規則の趣旨に則って、30月経過で取り下げを確定させてもよいと思います。

いずれにしても、ユーザの利便性、国際調和（グローバル化）、PCT及びスーパー早期審査の趣旨との両立という意味では検討の余地はあると考えます。

	<p>2. 拒絶査定不服審判請求時の予備的補正の導入について</p> <p>拒絶査定不服審判では、審判請求と同時に限り、特許請求の範囲等の補正が認められています（特許法第17条の2第1項第4号）。その後、新たな拒絶理由が生じない限り、補正をすることはできません。</p> <p>拒絶査定不服審判では、例えば請求項1の発明について拒絶査定の判断が維持できる場合、請求項2以下の発明について何ら検討する必要はなく、審理終結通知の後に審決を出します。したがって、拒絶査定不服審判では、特許請求の範囲が多数項であっても、基本的には1つの請求項についての審理のみが行なわれることになり、下位の請求項については何ら審理されずに、出願人には補正の機会がまったくありません。</p> <p>実務的な観点として、拒絶査定不服審判では拒絶査定の誤りを指摘し、審判合議体の判断を仰ぎたいため、審判請求時には請求項1について大きな補正をしない場合がありますが、審判合議体の判断結果によっては、下位の請求項についての権利化を図りたい場合があります。しかし、上記の様に審判合議体が請求項1の発明について拒絶査定の判断が維持できると判断した場合、出願人には何ら補正の機会はなく拒絶の審決が確定してしまうため、出願人にとっては非常に利便性の低いものとなっています。</p> <p>一方、欧州では、審査段階においても、審判請求時においても、第1希望に係るクレームセットを「主位請求」(Main request)、第2希望以下に係るクレームセットを「予備的請求」(Auxiliary request)として提出できます。これにより、1度の応答で出願人の意図を複数回反映させることができ、何度も応答する必要がなくなるため、審査期間、審理期間の短縮につながります。この制度は実務家の間で非常に高く評価されています。</p> <p>また、米国の査定系審判では、一部クレームの許可、一部クレームの却下の審決をすることができ、拒絶クレームが存在していても、許可クレームのみで特許することができます(MPEP § 1214.06 II.)。例えば、クレーム1の拒絶が維持できても、クレーム2が許可できるならクレーム1は職権によりキャンセルされ、クレーム2のみで特許を発行することが可能です。これにより、出願人にとっては、クレーム1で権利化が困難であっても、他のクレームでの権利化ができる場合があります。</p> <p>そうすると、日本における拒絶査定不服審判は、諸外国との対比でも出願人にとって過度に厳しい制度となっており、国際調和（グローバル化）に欠けるものになっています。</p> <p>例えば欧州の様に予備的補正を導入することで、出願人は、審判合議体の判断結果に応じて下位の請求項での権利化を図ることができるため、このような過度に厳しい制度を緩和することができるものと考えます。</p> <p>なお、欧州の予備的補正は、理論的にはクレームセットの数に上限はありませんが、過度の数の予備的補正はむしろ審理の遅延を招きますので、予備的補正を導入する際には、主位請求と予備的請求の2つのクレームセットに制限すべきと考えます。</p> <p>3. 拒絶査定不服審判請求時の審決予告の導入について</p> <p>この意見は、上記「2. 拒絶査定不服審判請求時の予備的補正」に関連します。上述の様に、日本における拒絶査定不服審判は、出願人にとって過度に厳しい制度となっていると考えます。</p> <p>一方、無効審判では、答弁書提出期間および審決予告の2回について、訂正の機会が与えられます。異議申立についても同様に決定の予告があり、最低でも2回の訂正機会があります。したがって、無効審判および異議申立においては、審判合議体の判断結果に応じて再度の訂正を行なうことにより権利を守ることができます。</p> <p>しかし、拒絶査定不服審判では、審理終結通知はありますが、審決の予告はありません。仮に、拒絶査定不服審判で審決の予告を導入し、補正の機会が与えられれば、出願人は、審判合議体の判断結果に応じて下位の請求項での権利化を図ることができるため、過度に厳しい制度を緩和することができるものと考えます。</p> <p>なお、審決の予告が導入される場合、出願人は拒絶査定不服審判において2度の補正機会（審判請求時および審決の予告時）が得られ、過度に厳しい制度を緩和できるため、上記「2. 拒絶査定不服審判請求時の予備的補正」を導入する必要性は低下します。</p> <p>以上</p>
--	--

No.	意見の分野
7	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	意見

	<p>模倣品・海賊版対策の強化に賛同致します</p> <p>理由 文化庁等のパブリックコメントで著作権法改正に反対の意見が目立ちますが、反対論の中心となっているフェアユースは日本では都合のいい点だけを拡大解釈した暴論となっており、もはや推進よりフェアユースに大幅なブレーキをかける抑制が必要な段階と思われます。</p> <p>日本で拡大解釈されている部分は著作物の違法な利用が市場を拡大させるという論で、2007年頃に違法動画でアニメの売り上げが増えるという嘘が出回りそれを完全否定しないまま今日まで放置したため、多くの人が嘘でないと誤解したままとなっている。</p> <p>既に違法サイト（2018年の漫画村・Anitube）を閉鎖しようとする動きを妨害するような言動・行動がまかり通る放置できない状態であり、そんな事実はないとコンテンツホルダー（出版社・映画会社・レコード会社・ゲームメーカー）と行政・政府が連携し嘘理論を完全否定し一般人の誤解を解く必要があると思われます。</p>
--	---

No.	意見の分野
8	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	意見
	<p>海賊版サイトの抑制策</p> <p>海賊版で最多被害の違法サイトは著作権侵害による直接的な被害以外に著作権侵害を許容する遠隔地からインターネットインフラの効率性を考慮しない莫大なトラフィックを発生させこれ等のデータ通信に関わる費用経費が海賊版を使用しない正規利用者の接続料やパケット通信料として請求される間接被害も問題です。</p> <p>実際総務省が公表する「我が国のインターネットにおけるトラフィックの集計・試算」で2018年問題化した漫画村、anitubeの閉鎖前後で海外から流入(違法サイトのホスティング国がアメリカ合衆国、オランダに、スウェーデンに集中する為)するトラフィックが急激な増加から2010年のP2P一斉摘発実施時期と同じ様な急落を示した為、海賊版サイトのブロッキング検討発表と漫画村を刑事告訴した行動は海賊版を利用しない正規利用者の利益が守られたと言える。</p> <p>海外でも国家経済が破綻状態やその寸前の為、違法サイトのホスティングを許容して海外へのデータ通信によるサービス収支黒字を目論むるくでも無い国が多数あり(漫画村データ保管サーバーが存在したウクライナや自治体レベルで破産しつつある違法サイト中継サーバーがあるアメリカ合衆国やカナダの一部州含む)それ等の順法意識が改善するとは思えない。</p> <p>恐らく経済悪化等で似たような不法行為を許容する国が増えると予想される為、ブロッキング検討を今後も続けるべきであり、アメリカ政府が公表している海賊版、模倣品生産国名のブラックリストの様に該当国やグローバル企業名(Google、Amazon)を公表し意識改善を促すべきである。</p> <p>※Googleはyoutube、Amazonはレンタルサーバー(AWS)を海賊版サイトに貸与。</p>

No.	意見の分野
9	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	意見
	<p>インターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューの正規版の流通促進に海外市場の獲得と記載されていますが、正規品の流通が適正でない国内市場の改革も行われなければ海賊版対策にはならない。</p> <p>具体例としては人気集中する番組を放映地域が少ないテレビ局で放映すると電波到達範囲外地域の視聴需要から違法動画のアップロードが生まれる元凶になってしまう。</p> <p>2000年より開始されたBSデジタル放送は需要が大きいテレビ東京系が存在しない地域の視聴格差は正に最も効果的であったが、日本音楽事業者協会の不当な圧力によりテレビ東京番組が放送出来ない事態となった。</p> <p>放送番組が複数地方局へ番組販売され放映される著作権使用料収入を当て込んだ日本音楽事業者協</p>

会の近視眼的行為が現在 YouTube 等で横行する違法アップロードの元凶の一つである。解消するためには、関東地区の放送を BS でサママル化を推進し、放映権収入（広告収入）を BS 放送と同時とする場合に多く得られるようにして制作費の回収を図り地方放送の番組販売は安価で済み、営業収入基盤の弱い地方局が多くの人気番組を放映出来る構造に転換が必要であると言えます。

TV 放送が地方でも格差無く見られるとなれば、海賊版サイトの収入源となるアフィリエイト広告収入が得られなくなり最も被害が大きく数が膨大な違法動画サイトの自滅を図れます。

また、著作権権利者側となる TV 局、出版社、レコード会社、映画会社、ゲームメーカーの多くが著作権法改正や海賊版サイトへの広告出稿の抑制、著作権教育・意識啓発を要望しているが、ユーザーだけでなく権利者側も正しい行動を行わなければならない。

近年、正規の電子書籍、動画配信サービスにおいて著しい不当なステルスマーケティングが横行しています。

Twitter 等 SNS に大量の bot を用いてスパム投稿を続ける形で TV 放送番組、主要出版社発行漫画作品の宣伝を行う形態の代物が増えており、漫画村の代わりと称してタダで漫画が読めるような誤認をするようなブログに誘導し月額会員登録制の電子書籍、動画配信サービスに誘導する悪質・詐欺行為を行う手口で行われています。

もちろんこれ等の不正・犯罪が横行する元凶は成功報酬型のアフィリエイト報酬プログラムで、出版社や TV 局がこれ等の行為を平然とする質の悪い広告代理店と契約を結んでいる事自体も問題です。不正なアフィリエイト広告で釣られてしまった顧客は正規の電子書籍、動画配信サービスに不信感と反感を持ち、こんな犯罪まがいをするならば海賊版利用で出版社や TV 局に打撃を与えたい行動を起こす元凶となります。

正当な権利を主張するなら自らも正当な行動を行うべきと立ち返るべき。

No.	意見の分野
10	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	意見
	<p>2020年2月1日(土)共同通信社によって民放キー局、ネット同時配信へ 秋以降、NHK に追従とのニュースが報道されました。</p> <p>これは東京キー局の放送がリアルタイムで全国 47 都道府県で視聴可能となれば系列局がない地域において TV 番組の違法アップロードにユーザーが依存するという違法動画の存在理由を完全に消滅させるという最大の海賊版対策になります。</p> <p>現在違法動画サイトで暴利をむさぼる各違法動画サイト (FC2・デイリーモーション・YouTube) の影響を鑑みれば、TV 局が地域利権という無駄を完全に排除し全国 47 都道府県で視聴可能とすれば違法動画サイトは完全に経営不能で自爆し消滅し違法動画に寄生するブログやブロマガ等のリーチサイト消滅を図れる連鎖も見込めます。</p> <p>※YouTube は投稿のアフィリエイト報酬を完全廃止し YoutubeTV (Google による CATV+正規見逃し配信専門) に転換可能だが FC2・デイリーモーションは著作権者に犯罪者扱いされているのでこの 2 社と同様のサイトでも正規サイトへの転換は出来ず最終的に破産で消滅。</p> <p>地方局はキー局番組を独占的に放送する事と、一部系列では自社が独占契約する系列番組では低クオリティの為、視聴率過ぎて赤字となる為、高視聴率が期待できるテレビ東京 (TXN) 系列番組を購入し高い広告料を得なければいけないため、長年国民が望むテレビ東京が単独で全国で視聴出来る状況を妨害し続けてきた。</p> <p>おそらく民放連と地方民放がかなり酷い妨害行為を行う事が予想されます。</p> <p>前述の様に地方民放の存在意義を無くしてでも全国均一で番組を視聴できる環境の方がはるかに国民の利益・公共の福祉となる。</p> <p>同時に民放の同時配信が行われる番組を BS 放送でも同時放送可能とする規制緩和を盛り込むべきで</p>

あると考えます。  
 関東圏・BS とネット配信同時配信による視聴可能人口はほぼ全国民となる為、最大視聴率が大幅増加し近年広告収入の減少に悩んでいた TV 各局にとっては朗報となります。  
 高視聴率で得られる利益の一部を地方局維持費に分配することで地方民放の反発を抑える、営業係数が赤字過ぎる地方局を隣接の経済力がある地域に統合しリストラを図る原資とする事も可能だと思われれます。  
 政府・行政としても全国 47 都道府県で視聴可能を協力的に後押しして頂きたい。

No.	意見の分野
11	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	意見
	<p>(長文のため3つに分けて提出します。1 / 3)</p> <p>《要旨》                  アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入すること、ダウンロード犯罪化・違法化条項の撤廃並びに T P P 協定・日欧 E P A の見直し及び著作権の保護期間の短縮を求める。有害無益なインターネットにおける今以上の知財保護強化、特に著作権ブロッキング及び補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大に反対する。今後真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が進むことを期待する。</p> <p>《全文》                  最終的に国益になるであろうことを考え、各業界の利権や省益を超えて必要となる政策判断をすることこそ知財本部とその事務局が本当になすべきことのはずであるが、知財計画 2019 を見ても、このような本当に政策的な決定は全く見られない上、2018 年には危険極まる著作権ブロッキングのごり押しの検討まで行われ、今現在同じく非常に危ういダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大の検討が行われている。知財保護が行きすぎて消費者やユーザーの行動を萎縮させるほどになれば、確実に文化も産業も萎縮するので、知財保護強化が必ず国益につながる訳ではないということ、著作権問題の本質は、ネットにおける既存コンテンツの正規流通が進まないことにあるのではなく、インターネットの登場によって新たに出てきた著作物の公正利用の類型に、今の著作権法が全く対応できておらず、著作物の公正利用まで萎縮させ、文化と産業の発展を阻害していることにあるのだということを知財本部とその事務局には、まずはっきりと認識してもらいたい。特に、最近の知財・情報に関する規制強化の動きは全て間違っていると私は断言する。</p> <p>例年通り、規制強化による天下り利権の強化のことしか念頭にない文化庁、総務省、警察庁などの各利権官庁に踊らされるまま、国としての知財政策の決定を怠り、知財政策の迷走の原因を増やすことしかできないようであれば、今年の知財計画を作るまでもなく、知財本部とその事務局には、自ら解散することを検討するべきである。そうでなければ、是非、各利権官庁に響くはめ、その手綱を取って、知財の規制緩和のイニシアティブを取ってもらいたい。知財本部において今年度、インターネットにおけるこれ以上の知財保護強化はほぼ必ず有害無益かつ危険なものとなるということをきちんと認識し、真の国民視点に立った知財の規制緩和の検討が知財本部でなされることを期待し、本当に決定され、実現されるのであれば、全国民を裨益するであろうこととして、私は以下のことを提案する。</p> <p>(1) 「知的財産推進計画 2019」の記載事項について：                  a) ダウンロード違法化・犯罪化問題について                  知財計画 2019 の第 18 ページにインターネット上の海賊版に対する総合的な対策メニューについて記載され、2019 年 10 月の総合的な対策メニューにはダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大について記載されている。</p> <p>文化庁の暴走と国会議員の無知によって、2009 年の 6 月 12 日にダウンロード違法化条項を含む改正著作権法が成立し、2010 年の 1 月 1 日に施行された。また、日本レコード協会などのロビー活動により、自民党及び公明党が主導する形でダウンロード犯罪化条項がねじ込まれる形で、2012 年 6 月 20 日に改正著作権法が成立し、2012 年 10 月 1 日から施行されている。</p>



そして、2018年12月に意見募集がされた文化庁の法制・基本問題小委員会の中間まとめにおいて、極めて拙速な検討から、このダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲を録音録画から著作物全般に拡大するとの方針が示され、その意見募集において極めて多くの懸念が示されたにもかかわらず、文化庁がこの方針を諦めずにダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大を含む著作権法改正案の提出を準備していたところ、批判の高まりを受けて2019年の通常国会提出を断念した。

その後、文化庁は、2019年10月に侵害コンテンツのダウンロード違法化等に関するパブリックコメントを行い、11月から2020年1月にかけて侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会において著作権法改正案を再検討した。しかし、この検討会における議論も法案提出の結論ありきの拙速極まるものであり、国民の声を丁寧に聞くと言いながら、パブリックコメントに寄せられた最も主要な意見が要件によらずダウンロード違法化を行うべきではないというものであるという事を無視し、写り込みに関する権利制限の拡充、民事における原作者の権利の除外及び軽微なものの除外という弥縫策でダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲を押し通そうとするものであって、議論のまとめでは検討会レベルのとりまとめすら放棄している。

さらに、2020年2月には、自民党が文科省に海賊版対策のための著作権法改正に関する申し入れを行い、民事刑事の両方において著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除外することを要請した。

文化庁の議論のまとめで示されている案では、スクリーンショットで違法画像が付随的に入り込む場合や、ストーリー漫画の数コマ、論文の数行、粗いサムネイル画像のダウンロードの場合といった僅かな場合が除かれるに過ぎない。また、自民党の要請の様に、著作権者の利益を不当に害しないと認められる特別な事情がある場合を除外する事で、それなりの正当化事由を示せる様な特別な事情がある場合が除かれ、さらにある程度の緩和が図られるであろうが、本質的な問題の解消に繋がるものではなく、それでもなお、利用者が通常するであろう多くの場合のカジュアルなスクリーンショット、ダウンロード、デジタルでの保存行為が違法・犯罪となる可能性が出て来、場合によって意味不明の萎縮が発生する恐れがある事には変わりはない。これは、今の録音録画に関するダウンロード違法化・犯罪化同様、海賊版対策としては何の役にも立たない、百害あって一利ない最低最悪の著作権法改正の一つとなるものである。

過去のパブコメでも繰り返し書いているが、一人しか行為に絡まないダウンロードにおいて、「事実を知りながら」なる要件は、エスパーでもない限り証明も反証もできない無意味かつ危険な要件であり、技術的・外形的に違法性の区別がつかない以上、このようなダウンロード違法化・犯罪化は法規範としての力すら持ち得ず、罪刑法定主義や情報アクセス権を含む表現の自由などの憲法に規定される国民の基本的な権利の観点からも問題がある。このような法改正によって進むのはダウンロード以外も含め著作権法全体に対するモラルハザードのみであり、今のところ幸いなことに適用例はないが、これを逆にねじ曲げてエンフォースしようとするれば、著作権検閲という日本国として最低最悪の手段に突き進む恐れしかない。

また、世界的に見ても、アップロードとダウンロードを合わせて行うファイル共有サービスに関する事件を除き、どの国においても単なるダウンロード行為を対象とする民事、刑事の事件は1件もなく、日本における現行の録音録画に関するダウンロード違法化・犯罪化も含め、このような法制が海賊版対策として何の効果も上がっていないことは明白である。また、ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大は、研究など公正利用として認められるべき目的のダウンロードにも影響する。

そもそも、ダウンロード違法化の懸念として、このような不合理極まる規制強化・著作権検閲に対する懸念は、過去の文化庁へのパブコメ（文化庁HP <https://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hokoku.html> の意見募集の結果参照。ダウンロード違法化問題において、この8千件以上のパブコメの7割方で示された国民の反対・懸念は完全に無視された。このような非道極まる民意無視は到底許されるものではない）や知財本部へのパブコメ（知財本部のHP <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/keikaku2009.html> の個人からの意見参照）を見ても分かる通り、法改正前から指摘されていたところであり、このようなさらなる有害無益な規制強化・著作権検閲にしか流れようの無いダウンロード違法化・犯罪化は始めか

らなされるべきではなかったものである。ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大の検討については全て白紙に戻し、文化庁の暴走と国会議員の無知によって成立したものであり、ネット利用における個人の安心と安全を完全にないがしろにするものである、百害あって一利ないダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を即刻削除するべきである。

今後著作権法改正案を提出するのであれば、ダウンロード違法化・犯罪化の対象範囲の拡大に関する全ての条項の削除のみならず、ダウンロード違法化・犯罪化を規定する著作権法第30条第1項第3号及び第119条第3項を削除し、ダウンロード違法化・犯罪化を完全に撤廃することを速やかに行うべきである。

b) 著作権法におけるいわゆる間接侵害・幫助への対応について

2019年10月の総合的な対策メニューにはリーチサイト規制についても記載されている。

このリーチサイト規制については、2018年12月に意見募集が行われた文化庁の法制・基本問題小委員会の間まとめにおいて、著作権侵害コンテンツへのリンク行為に対するみなし侵害規定の追加及び刑事罰付加の方針が示されたが、著作権法改正案の2019年の通常国会提出は見送られた。

リーチサイト対策の検討は、著作権法におけるいわゆる間接侵害・幫助への対応をどうするかという問題に帰着する。本当に悪質な場合について現行法で不十分というところがあれば、その点について立法による対処も当然あり得るだろうが、文化庁の間まとめを読んでも、権利者団体の一方的かつ曖昧な主張が並べられているだけで、権利者団体側がリーチサイト等に対して現行法に基づいてどこまで何をしたのか、現行法による対処に関する定量的かつ論理的な検証は何らされておらず、本当にどのような場合について現行法では不十分なのかは全く不明である。このような現行の著作権法における民事の間接侵害（カラオケ法理）あるいは刑事の著作権侵害幫助との関係整理をおざなりにした、著作権侵害コンテンツへのリンク行為に対するみなし侵害規定の追加及び刑事罰付加に私は反対する。

さらに、このような間接侵害あるいは幫助の検討において当然必要とされるはずのセーフハーバーの検討も極めて不十分であって、インターネット利用における民事・刑事のリスクに関する不確実性を増すだけである、このような不十分な検討に基づく法改正に私は断固反対する。

2019年11月から2020年1月にかけての侵害コンテンツのダウンロード違法化の制度設計等に関する検討会における著作権法改正案の再検討において、リーチサイト規制について親告罪とする方針が示されており、この様に親告罪とする事で一定の歯止めがかかると思うが、それ以上法改正の本質的な必要性に関する議論が深められる事なく進められようとしている事には変わりはない。

今後著作権法改正案を提出するのであれば、リーチサイト規制に関する条項も削除するべきである。

このようなリーチサイト問題も含め、ネット上の違法コンテンツ対策、違法ファイル共有対策については、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重しつつ対策を検討してもらいたい。この点においても、国民の基本的な権利を必ず侵害するものとなり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害することにつながる危険な規制強化の検討ではなく、ネットにおける各種問題は情報モラル・リテラシー教育によって解決されるべきものという基本に立ち帰り、現行のプロバイダー責任制限法と削除要請を組み合わせた対策などの、より現実的かつ地道な施策のみに注力して検討を進めるべきである。

確かにセーフハーバーを確定するためにも間接侵害・幫助の明確化はなされるべきであるが、現行の条文におけるカラオケ法理や各種ネット録画機事件などで示されたことの全体的な整理以上のことをしてはならない。特に、著作権法に明文の間接侵害一般規定を設けることは絶対にしてはならないことである。確かに今は直接侵害規定からの滲み出しで間接侵害を取り扱っているので不明確なところがあるのは確かだが、現状の整理を超えて、明文の間接侵害一般規定を作った途端、権利者団体

や放送局がまず間違いなく山の様に脅しや訴訟を仕掛けて来、今度はこの間接侵害規定の定義やそこからの滲み出しが問題となり、無意味かつ危険な社会的混乱を来すことは目に見えているからである。知財計画 2020 において間接侵害・幫助への対応について記載するのであれば、著作権法の間接侵害・幫助の明確化は、ネット事業・利用の著作権法上のセーフハーバーを確定するために必要十分な限りにおいてのみなされると合わせ明記してもらいたい。

c) 著作権ブロッキング・アクセス警告方式について

2019年10月の総合的な対策メニューには著作権ブロッキングやアクセス警告方式についても言及されている。

サイトブロッキングについては、知財本部において、2018年4月の緊急対策の決定後、10月まで検討が行われた。

このようなサイトブロッキングについて、アメリカでは、議会に提出されたサイトブロッキング条項を含むオンライン海賊対策法案（SOPA）や知財保護強化法案（PIPA）が、IT企業やユーザーから検閲であるとして大反対を受け、その審議は止められている。また、世界を見渡しても、ブロッキングを巡ってはどの国であれなお混沌とした状況にあり、いかなる形を取るにせよブロッキングの採用が有効な海賊版対策として世界の主要な流れとなっているとは到底言い難い。

サイトブロッキングの問題については下でも述べるが、インターネット利用者から見てその妥当性をチェックすることが不可能なサイトブロッキングにおいて、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなブロッキングは、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止、通信の秘密といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないものであり、決して導入されるべきでないものである。

幸いなことに、2018年10月で知財本部におけるブロッキングの検討は止まったが、多くの懸念の声が上がられていたにもかかわらず、ブロッキングありきでごり押しの検討を行ったことについて私は知財本部に猛省を求める。知財計画2020においてブロッキングについて言及するのであれば、2018年の検討の反省の弁とともに今後二度とこのような国民の基本的な権利を踏みにじる検討をしないと固く誓うしてもらいたい。

アクセス警告方式についても、通信の監視・介入の点でブロッキングと本質的に違いはなく、その導入は法的にも技術的にも難しいとする、2019年8月の総務省のインターネット上の海賊版サイトへのアクセス抑止方策に関する検討会の報告書の整理を守るべきである。

その提案からも明確なように、違法コピー対策問題における権利者団体の主張は常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止及び通信の秘密から、サイトブロッキングのような技術的検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むことを検討するべきである。

d) 私的録音録画補償金問題について

第35ページでは私的録音録画補償金問題についても言及されている。権利者団体等が単なる既得権益の拡大を狙ってiPod等へ対象範囲を拡大を主張している私的録音録画補償金問題についても、補償金のそもそもの意味を問い直すことなく、今の補償金の矛盾を拡大するだけの私的録音録画補償金の対象拡大を絶対にするべきではない。

文化庁の文化審議会著作権分科会における数年の審議において、補償金のそもそもの意義についての意義が問われたが、文化庁が、天下り先である権利者団体のみにおもねり、この制度に関する根本的な検討を怠った結果、特にアナログチューナー非対応録画機への課金について私的録音録画補償金管理協会と東芝間の訴訟に発展した。ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に

ついて、権利者団体は、ダビング10への移行によってコピーが増え自分たちに被害が出ると大騒ぎをしたが、移行後8年以上経った今現在においても、ダビング10の実施による被害増を証明するに足る具体的な証拠は全く示されておらず、ブルーレイ課金・アナログチューナー非搭載録画機への課金に合理性があるとは到底思えない。わずかに緩和されたとは言え、今なお地上デジタル放送にはダビング10という不当に厳しいコピー制限がかかったままである。こうした実質的に全国民に転嫁されるコストで不当に厳しい制限を課している機器と媒体にさらに補償金を賦課しようとするのは、不当の上塗りである。

なお、世界的に見ても、メーカーや消費者が納得して補償金を払っているということはケケラも無く、権利者団体がその政治力を不当に行使し、歪んだ「複製＝対価」の著作権神授説に基づき、不当に対象を広げ料率を上げようとしているだけというのがあらゆる国における実情である。表向きはどうあれ、大きな家電・PCメーカーを国内に擁しない欧州各国は、私的録音録画補償金制度を、外資から金を還流する手段、つまり、単なる外資規制として使っているに過ぎない。この制度における補償金の対象・料率に関して、具体的かつ妥当な基準はどここの国を見ても無いのであり、この制度は、ほぼ権利者団体の際限の無い不当な要求を招き、莫大な社会的コストの浪費のみにつながっている。機器・媒体を離れ音楽・映像の情報化が進む中、「複製＝対価」の著作権神授説と個別の機器・媒体への賦課を基礎とする私的録音録画補償金は、既に時代遅れのものとなりつつあり、その対象範囲と料率のデタラメさが、デジタル録音録画技術の正常な発展を阻害し、デジタル録音録画機器・媒体における正常な競争市場を歪めているという現実には、補償金制度を導入したあらゆる国において、問題として明確に認識されなくてはならないことである。

(長文のため3つに分けて提出します。2/3)

(2) その他の知財政策事項について：

a) 環太平洋経済連携協定(TPP)などの経済連携協定(EPA)に関する取組について

TPP協定については、2015年10月に大筋合意が発表され、文化庁、知財本部の検討を経て、11月にTPP総合対策本部でTPP関連政策大綱が決定され、さらに2016年2月に署名され、3月に関連法案の国会提出がされ、11月の臨時国会で可決・成立し、2017年1月20日に参加国として初めての国内手続きの完了に関する通報が行われた。

しかし、この国内手続きにおいて、日本政府は、2015年10月に大筋合意の概要のみを公表し、11月のニュージーランド政府からの協定条文の英文公表時も全章概要を示したのみで、その後2ヶ月も経って2016年1月ようやく公式の仮訳を公表するなど、TPP協定の内容精査と政府への意見提出の時間を国民に実質与えない極めて姑息かつ卑劣なやり方を取っていたと言わざるを得ない。

そして、公開された条文によって今までのリーク文書が全て正しかったことはほぼ証明されており、TPP協定は確かに著作権の保護期間延長、DRM回避規制強化、法定賠償制度、著作権侵害の非親告罪化などを含んでいる。今ですら不当に長い著作権保護期間のこれ以上の延長など本来論外だったものである。

その後、日本政府は、アメリカ抜きで11カ国でのTPP11協定を推進し、2017年11月に大筋合意が発表され、その中で最もクリティカルな部分である著作権と特許の保護期間延長とDRM規制の強化の部分が凍結されたにもかかわらず、これらの事項を含む国内関連法改正案を2018年3月に国会に提出し(6月に可決・成立)、2018年12月のTPP11協定の発効とともに施行するという戦後最大級の愚行をなした。このようになし崩しで極めて危険な法改正がなされたことを私は一国民として強く非難する。

2017年12月には、同じく著作権の保護期間延長を含む日EU(欧)EPA交渉も妥結され、2018年2月に発効している。しかし、この日欧EPA交渉もTPP協定同様の姑息かつ卑劣な秘密交渉で決められたものである。その内容についてほとんど何の説明もないままに著作権の保護期間延長のような国益の根幹に関わる点について日本政府は易々と譲歩した。これは完全に国民をバカにしているとしか言いようがない。

これらのTPP協定及び日欧EPAについてその内容の見直しを各加盟国に求めること及び著作権の保護期間の短縮について速やかに検討を開始することを私は求める。

また、TPP交渉や日欧EPA交渉のような国民の生活に多大の影響を及ぼす国際交渉が政府間で極秘裏に行われたことも大問題である。国民一人一人がその是非を判断できるよう、途中経過も含めその交渉に関する情報をすべて速やかに公開するべきである。

#### b) DRM回避規制について

経産省と文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法と著作権法の改正案がそれぞれ以前国会を通され、2018年に不正競争防止法がさらに改正され、2018年12月に意見募集がされた文化庁の法制・基本問題小委員会の中間まとめにも同様の法改正事項が含まれているが、これらの法改正を是とするに足る立法事実は何一つない。不正競争防止法と著作権法でDRM回避機器等の提供等が規制され、著作権法でコピーコントロールを回避して行う私的複製まで違法とされ、十二分以上に規制がかかっているのであり、これ以上の規制強化は、ユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない。

特に、DRM回避規制に関しては、有害無益な規制強化の検討ではなく、まず、私的なDRM回避行為自体によって生じる被害は無く、個々の回避行為を一件ずつ捕捉して民事訴訟の対象とすることは困難だったにもかかわらず、文化庁の片寄った見方から一方的に導入されたものである、私的な領域でのコピーコントロール回避規制（著作権法第30条第1項第2号）の撤廃の検討を行うべきである。コンテンツへのアクセスあるいはコピーをコントロールしている技術を私的な領域で回避しただけでは経済的損失は発生し得ず、また、ネットにアップされることによって生じる被害は公衆送信権によって既にカバーされているものであり、その被害とDRM回避やダウンロードとを混同することは絶対に許されない。それ以前に、私法である著作権法が、私的領域に踏み込むということ自体異常なことと言わざるを得ない。何ら立法事実の変化がない中、ドサクサ紛れに通された、先般の不正競争防止法改正によるDRM規制の強化や、以前の著作権法改正で導入されたアクセスコントロール関連規制の追加等について、速やかに元に戻す検討がなされるべきである。

TPP協定にはDRM回避規制の強化も含まれており、上で書いた通り、これ以上のDRM回避規制の強化がされるべきではなく、この点でも私はTPP協定の見直しを求める。

#### c) 海賊版対策条約（ACTA）について

ACTAを背景に経産省及び文化庁の主導により無意味にDRM回避規制を強化する不正競争防止法及び著作権法の改正案が以前国会を通され、ACTA自体も国会で批准された。しかし、このようなユーザーの情報アクセスに対するリスクを不必要に高める危険なものとしかなり得ない規制強化条項を含む条約の交渉、署名及び批准は何ら国民的なコンセンサスが得られていない中でなされており、私は一国民としてACTAに反対する。今なおACTAの批准国は日本しかなく、日本は無様に世界に恥を晒し続けている。もはやACTAに何ら意味はなく、日本は他国への働きかけを止めるとともに自ら脱退してその失敗を認めるべきである。

#### d) 一般フェアユース条項の導入について

2018年に個別の権利制限を拡充する著作権法改正がなされており、これはその限りにおいて評価できるものではあるが、本当の意味で柔軟な一般フェアユース条項を入れるものではない。

一般フェアユース条項については、一から再検討を行い、ユーザーに対する意義からも、アメリカ等と遜色ない形で一般フェアユース条項を可能な限り早期に導入するべきである。特に、インターネットのように、ほぼ全国民が利用者兼権利者となり得、考えられる利用形態が発散し、個別の規定では公正利用の類型を拾い切れなくなるころでは、フェアユースのような一般規定は保護と利用のバランスを取る上で重要な意義を持つものである。

今後の検討によっても幾つかの個別の権利制限が追加される可能性があるが、これらはあった方がよいものとは言え、到底一般フェアユース条項と言うに足るものではなく、これでは著作権をめぐる今の混迷状況が変わることはない。

著作物の公正利用には変形利用もビジネス利用も考えられ、このような利用も含めて著作物の公正利用を促すことが、今後の日本の文化と経済の発展にとって真に重要であることを考えれば、不当に

その範囲を不当に狭めるべきでは無く、その範囲はアメリカ等と比べて遜色の無いものとされるべきである。ただし、フェアユースの導入によって、私的複製の範囲が縮小されることはあってはならない。

また、「まねきTV」事件などの各種判例からも、ユーザー個人のみによって利用されるようなクラウド型サービスまで著作権法上ほぼ違法とされてしまう状況に日本があることは明らかであり、このような状況は著作権法の趣旨に照らして決して妥当なことではない。ユーザーが自ら合法的に入手したコンテンツを私的に楽しむために利用することに著作権法が必要以上に介入することが許されるべきではなく、個々のユーザーが自らのためにも利用するようなクラウド型サービスにまで不必要に著作権を及ぼし、このような技術的サービスにおけるトランザクションコストを過大に高め、その普及を不当に阻害することに何ら正当性はない。この問題がクラウド型サービス固有の問題でないのはその通りであるが、だからといって法改正の必要性がなくなる訳ではない。著作権法の条文及びその解釈・運用が必要以上に厳格に過ぎクラウド型サービスのような技術の普及が不当に阻害されているという日本の悲惨な現状を多少なりとも緩和するべく、速やかに問題を再整理し、アメリカ等と比べて遜色の無い範囲で一般フェアユース条項を導入し、同時にクラウド型サービスなどについてもすくい上げられるようにするべきである。

権利を侵害するかしないかは刑事罰がかかるかかからないかの問題でもあり、公正という概念で刑事罰の問題を解決できるのかとする意見もあるようだが、かえって、このような現状の過剰な刑事罰リスクからも、フェアユースは必要なものと私は考える。現在親告罪であることが多少セーフハーバーになっているとはいえ、アニメ画像一枚の利用で別件逮捕されたり、セーフハーバーなしの著作権侵害幫助罪でサーバー管理者が逮捕されたりすることは、著作権法の主旨から考えて本来あってはならないことである。政府にあっては、著作権法の本来の主旨を超えた過剰リスクによって、本来公正として認められるべき事業・利用まで萎縮しているという事態を本当に深刻に受け止め、一刻も早い改善を図ってもらいたい。

個別の権利制限規定の迅速な追加によって対処するべきとする意見もあるが、文化庁と癒着権利者団体が結託して個別規定すらなかなか入れず、入れたとしても必要以上に厳格な要件が追加されているという惨憺たる現状において、個別規定の追加はこの問題における真の対処たり得ない。およそあらゆる権利制限について、文化庁と権利者団体が結託して、全国民を裨益するだろう新しい権利制限を潰すか、極めて狭く使えないものとして来たからこそ、今一般規定が社会的に求められているのだという、国民と文化の敵である文化庁が全く認識していないだろう事実を、政府・与党は事実としてはっきりと認めるべきである。

#### e) コピーワンス・ダビング10・B-CAS問題について

私はコピーワンスにもダビング10にも反対する。そもそも、この問題は、放送局・権利者にとっては、視聴者の利便性を著しく下げることによって、一旦は広告つきながらも無料で放送したコンテンツの市場価格を不当につり上げるものとして機能し、国内の大手メーカーにとっては、B-CASカードの貸与と複雑な暗号システムを全てのテレビ・録画機器に必要とすることによって、中小・海外メーカーに対する参入障壁として機能するB-CASシステムの問題を淵源とするのであって、このB-CASシステムと独禁法の関係を検討するということを知財計画2020では明記してもらいたい。検討の上B-CASシステムが独禁法違反とされるなら、速やかにその排除をして頂きたい。また、無料の地上放送において、逆にコピーワンスやダビング10のような視聴者の利便性を著しく下げる厳格なコピー制御が維持されるのであれば、私的録画補償金に存在理由はなく、これを速やかに廃止するべきである。

4K放送について、無料放送を録画不可とできるようにする検討が放送局とメーカーで構成される次世代放送推進フォーラムにおいて行われているという報道もあった。その後の検討は不明だが、上で書いたような、コピーワンスやダビング10の愚を繰り返してはならない。このような消費者の利便性に極めて大きな影響を持つ検討については可能な限り速やかに今まで及び今後の検討の公開並びに利用者・消費者からの意見の取り入れを促すべきである。

#### f) 著作権検閲・ストライクポリシーについて

ファイル共有ソフトを用いて著作権を侵害してファイル等を送信していた者に対して警告メール

を送付することなどを中心とする電気通信事業者と権利者団体の連携による著作権侵害対策が警察庁、総務省、文化庁などの規制官庁が絡む形で行われており、警察によってファイル共有ネットワークの監視も行われているが、このような対策は著作権検閲に流れる危険性が極めて高い。

フランスで導入が検討された、警告メールの送付とネット切断を中心とする、著作権検閲機関型の違法コピー対策である3ストライクポリシーは、2009年6月に、憲法裁判所によって、インターネットのアクセスは、表現の自由に関係する情報アクセスの権利、つまり、最も基本的な権利の1つとしてとらえられるとされ、著作権検閲機関型の3ストライクポリシーは、表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにするものとして、真っ向から否定されている。ネット切断に裁判所の判断を必須とする形で導入された変形ストライク法も何ら効果を上げることなく、フランスでは今もストライクポリシーについて見直しの検討が行われており、2013年7月にはネット切断の罰が廃止されている。日本においては、このようなフランスにおける政策の迷走を他山の石として、このように表現の自由・情報アクセスの権利やプライバシーといった他の基本的な権利をないがしろにする対策を絶対に導入しないこととするべきであり、警察庁などが絡む形で検討されている違法ファイル共有対策についても、通信の秘密やプライバシー、情報アクセス権等の国民の基本的な権利をきちんと尊重する形で進めることが担保されなくてはならない。

#### g) 著作権法へのセーフハーバー規定の導入について

動画投稿サイト事業者がJASRACに訴えられた「ブレイクTV」事件や、レンタルサーバー事業者が著作権幫助罪で逮捕され、検察によって姑息にも略式裁判で50万円の罰金を課された「第(3)世界」事件や、1対1の信号転送機器を利用者からほぼ預かるだけのサービスが放送局に訴えられ、最高裁判決で違法とされた「まねきTV」事件等を考えても、今現在、カラオケ法理の適用範囲はますます広く曖昧になり、間接侵害や著作権侵害幫助のリスクが途方もなく拡大し、甚大な萎縮効果・有害無益な社会的な大混乱が生じかねないという非常に危険な状態がなお続いている。間接侵害事件や著作権侵害幫助事件においてネット事業者がほぼ直接権利侵害者とみなされてしまうのでは、プロバイダ責任制限法によるセーフハーバーだけでは不十分であり、間接侵害や著作権侵害幫助罪も含め、著作権侵害とならない範囲を著作権法上きちんと確定することは喫緊の課題である。ただし、このセーフハーバーの要件において、標準的な仕組み・技術や違法性の有無の判断を押しつけるような、権利侵害とは無関係の行政機関なり天下り先となるだろう第三者機関なりの関与を必要とすることは、検閲の禁止・表現の自由等の国民の権利の不当な侵害に必ずなるものであり、絶対にあってはならないことである。

知財計画2020において、プロバイダに対する標準的な著作権侵害技術導入の義務付け等を行わないことを合わせ明記するとともに、間接侵害や刑事罰・著作権侵害幫助も含め著作権法へのセーフハーバー規定の速やかな導入を検討するとしてもらいたい。この点に関しては、逆に、検閲の禁止や表現の自由の観点から技術による著作権検閲の危険性の検討を始めてもらいたい。

#### h) 二次創作規制の緩和について

2014年8月のクールジャパン提言の第13ページに「クリエイティビティを阻害している規制についてヒアリングし規制緩和する。コンテンツの発展を阻害する二次創作規制、ストリートパフォーマンスに関する規制など、表現を限定する規制を見直す。」と記載されている通り、二次創作は日本の文化的創作の原動力の一つになっており、その推進のために現状の規制を緩和する必要がある。これは知的財産に関わる重要な提言であり、二次創作規制を緩和するという記載を知財計画2020においてもそのまま取り入れ、政府としてこのような規制の緩和を強力に推進することを重ねてきちんと示すべきである。

#### i) 著作権等に関する真の国際動向について国民へ知らされる仕組みの導入及び文化庁ワーキンググループの公開について

WIPO等の国際機関にも、政府から派遣されている者はいると思われ、著作権等に関する真の国際動向について細かなことまで即座に国民へ知らされる仕組みの導入を是非検討してもらいたい。

また、2013年からの著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキングチーム及び2015年からの新たな時代のニーズに対応した制度等の整備に関するワーキングチームの審議は公開とされたが、文化庁はワーキングチームについて公開審議を原則とするにはなお至っていない。



上位の審議会と同様今後全てのワーキンググループについて公開審議を原則化するべきである。

j) 天下りについて

以前文部科学省の天下り問題が大きく報道されたが、知財政策においても、天下り利権が各省庁の政策を歪めていることは間違いなく、知財政策の検討と決定の正常化のため、文化庁から著作権関連団体への、総務省から放送通信関連団体・企業への、警察庁からインターネットホットラインセンター他各種協力団体・自主規制団体への天下りの禁止を知財本部において決定して頂きたい。(これらの省庁は特にひどいので特に名前をあげたが、他の省庁も含めて決定してもらえらるなら、それに超したことはない。)

(長文のため3つに分けて提出します。3/3)

(3) その他一般的な情報・ネット・表現規制について

知財計画改訂において、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目は削除されているが、常に一方的かつ身勝手な主張を繰り返す自称良識派団体が、意味不明の理屈から知財とは本来関係のない危険な規制強化の話を知財計画に盛り込むべきと主張をしていくことが十分に考えられるので、ここでその他の危険な一般的な情報・ネット・表現規制強化の動きに対する反対意見も述べる。今後も、本来知財とは無関係の、一般的な情報・ネット・表現規制に関する項目を絶対に知財計画に盛り込むことのないようにしてもらいたい。

a) 青少年ネット規制法・出会い系サイト規制法について

そもそも、青少年ネット規制法は、あらゆる者から反対されながら、有害無益なプライドと利権を優先する一部の議員と官庁の思惑のみで成立したものであり、速やかに廃止が検討されるべきものである。また、出会い系サイト規制法の改正は、警察庁が、どんなコミュニケーションサイトでも人は出会えるという誰にでも分かることを無視し、届け出制の対象としては事実上定義不能の「出会い系サイト事業」を定義可能と偽り、改正法案の閣議決定を行い、法案を国会に提出したものであり、他の重要法案と審議が重なる中、国会においてもその本質的な問題が見過ごされて可決され、成立したものである。憲法上の罪刑法定主義や検閲の禁止にそもそも違反している、この出会い系サイト規制法の改正についても、今後、速やかに元に戻すことが検討されるべきである。

b) 児童ポルノ規制・サイトブロッキングについて

児童ポルノ法規制強化問題・有害サイト規制問題における自称良識派団体の主張は、常に一方的かつ身勝手であり、ネットにおける文化と産業の発展を阻害するばかりか、インターネットの単純なアクセスすら危険なものとする非常識なものばかりである。今後は、このような一方的かつ身勝手な規制強化の動きを規制するため、憲法の「表現の自由」に含まれ、国際人権B規約にも含まれている国民の「知る権利」を、あらゆる公開情報に安全に個人的にアクセスする権利として、通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。同じく、憲法に規定されている検閲の禁止から、技術的な検閲やサイトブロッキングのような技術的な検閲の禁止を通信法に法律レベルで明文で書き込むべきである。

閲覧とダウンロードと取得と所持の区別がつかないインターネットにおいては、例え児童ポルノにせよ、情報の単純所持や取得の規制は有害無益かつ危険なもので、憲法及び条約に規定されている「知る権利」を不当に害するものとなる。「自身の性的好奇心を満たす目的で」、積極的あるいは意図的に画像を得た場合であるなどの限定を加えたところで、エスパーでもない限りこのような積極性を証明することも反証することもできないため、このような情報の単純所持や取得の規制の危険性は回避不能であり、思想の自由や罪刑法定主義にも反する。繰り返し取得としても、インターネットで2回以上他人にダウンロードを行わせること等は技術的に極めて容易であり、取得の回数の限定も、何ら危険性を減らすものではない。

児童ポルノ規制の推進派は常に、提供による被害と単純所持・取得を混同する狂った論理を主張するが、例えそれが児童ポルノであろうと、情報の単純所持ではいかなる被害も発生し得ない。現行法で、ネット上であるか否かにかかわらず、提供及び提供目的の所持が規制されているのであり、提供によって生じる被害と所持やダウンロード、取得、収集との混同は許され得ない。そもそも、最も根本的なプライバシーに属する個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ることは、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の基本的な権利からあってはならないことである。

アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現に対する規制対象の拡大も議論されているが、このような対象の拡大は、児童保護という当初の法目的を大きく逸脱する、異常規制に他ならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現において、いくら過激な表現がなされていようと、それが現実の児童被害と関係があるとする客観的な証拠は何一つない。いまだかつて、この点について、単なる不快感に基づいた印象批評と一方的な印象操作調査以上のものを私は見たことはないし、虚構と現実の区別がつかないごく一部の自称良識派の単なる不快感など、言うまでもなく一般的かつ網羅的な表現規制の理由には全くなならない。アニメ・漫画・ゲームなどの架空の表現が、今の一般的なモラルに基づいて猥褻だというのなら、猥褻物として取り締まるべき話であって、それ以上の話ではない。どんな法律に基づく権利であれ、権利の侵害は相対的にのみ定まるものであり、実際の被害者の存在しない創作物・表現に対する規制は何をもっても正当化され得ない。民主主義の最重要の基礎である表現の自由や言論の自由、思想の自由等々の最も基本的な精神的自由そのものを危うくすることは絶対に許されない。この点で、2012年6月にスウェーデンで漫画は児童ポルノではないとする最高裁判決が出されたことなども注目されるべきである。

単純所持規制にせよ、創作物規制にせよ、両方とも1999年当時の児童ポルノ法制定時に喧々囂々の大議論の末に除外された規制であり、規制推進派が何と言おうと、これらの規制を正当化するに足る立法事実の変化はいまだに何一つない。

既に、警察などが提供するサイト情報に基づき、統計情報のみしか公表しない不透明な中間団体を介し、児童ポルノアドレスリストの作成が行われ、そのリストに基づいて、ブロッキング等が行われているが、いくら中間に団体を介そうと、一般に公表されるのは統計情報に過ぎず、児童ポルノであるか否かの判断情報も含め、アドレスリストに関する具体的な情報は、全て閉じる形で秘密裏に保持されることになるのであり、インターネット利用者から見てそのリストの妥当性をチェックすることは不可能であり、このようなアドレスリストの作成・管理において、透明性・公平性・中立性を確保することは本質的に完全に不可能である。このようなリストに基づくブロッキング等は、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないのであり、小手先の運用変更などではどうにもならない。

児童ポルノ規制法に関しては、提供及び提供目的での所持が禁止されているのであるから、本当に必要とされることはこの規制の地道なエンフォースであって有害無益かつ危険極まりない規制強化の検討ではない。DVD販売サイトなどの海外サイトについても、本当に児童ポルノが販売されているのであれば、速やかにその国の警察に通報・協力して対処すべきだけの話であって、それで対処できないとするに足る具体的根拠は全くない。警察自らこのような印象操作で規制強化のマッチポンプを行い、警察法はおろか憲法の精神にすら違背していることについて警察庁は恥を知るべきである。例えそれが何であろうと、情報の単純所持や単なる情報アクセスではいかなる被害も発生し得ないのであり、自主的な取組という名目でいくら取り繕おうとも、憲法に規定されている表現の自由（知る権利・情報アクセスの権利を含む）や検閲の禁止といった国民の基本的な権利を侵害するものとならざるを得ないサイトブロッキングは即刻排除するべきであり、そのためのアドレスリスト作成管理団体として設立された、インターネットコンテンツセーフティ協会は即刻その解散が検討されてしかるべきである。

なお、民主主義の最重要の基礎である表現の自由に関わる問題において、一方的な見方で国際動向を決めつけることなどあってはならないことであり、欧米においても、情報の単純所持規制やサイトブロッキングの危険性に対する認識はネットを中心に高まって来ていることは決して無視されてはならない。例えば、欧米では既にブロッキングについてその恣意的な運用によって弊害が生じていることや、アメリカにおいても、2009年に連邦最高裁で児童オンライン保護法が違憲として完全に否定され、2011年6月に連邦最高裁でカリフォルニア州のゲーム規制法が違憲として否定されていること、ドイツで児童ポルノサイトブロッキング法は検閲法と批判され、最終的に完全に廃止されたことなども注目されるべきである

(<http://www.zdnet.de/news/41558455/bundestag-hebt-zensursula-gesetz-endgueltig-auf.htm> 参照)。スイスの2009年の調査でも、2002年に児童ポルノ所持で捕まった者の追跡調査を行っているが、実際に過去に性的虐待を行っていたのは1%、6年間の追跡調査で実際に性的虐待を行っ

たものも1%に過ぎず、児童ポルノ所持はそれだけでは、性的虐待のリスクファクターとはならないと結論づけており、児童ポルノの単純所持規制・ブロッキングの根拠は完全に否定されているのである (<http://www.biomedcentral.com/1471-244X/9/43/abstract> 参照)。欧州連合において、インターネットへのアクセスを情報の自由に関する基本的な権利として位置づける動きがあることも見逃されてはならない。政府・与党内の検討においては、このような国際動向もきちんと取り上げるべきである。

そして、単純所持規制に相当し、上で書いた通り問題の大きい性的好奇心目的所持罪を含む児童ポルノの改正法案が国会で2014年6月18日に可決・成立し、同年6月25日に公布され、2015年7月15日に施行された。この問題の大きい性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項は即刻削除するべきであり、合わせ、政府・与党においては、児童ポルノを対象とするものにせよ、いかなる種類のものであれ、情報の単純所持・取得規制・ブロッキングは極めて危険な規制であるとの認識を深め、このような規制を絶対に行わないこととして、危険な法改正案が2度と与野党から提出されることが無いようにするべきである。

さらに、性的好奇心目的所持罪を規定する児童ポルノ規制法第7条第1項を削除するとともに、児童ポルノの単純所持規制・創作物規制といった非人道的な規制を導入している諸国は即刻このような規制を廃止するべきと、そもそも最も根本的なプライバシーに属し、何ら実害を生み得ない個人的な情報所持・情報アクセスに関する情報を他人が知ること自体、通信の秘密や情報アクセスの権利、プライバシーの権利等の国際的かつ一般的に認められている基本的な権利からあってはならないことであると、また、法的拘束力はないが、明らかに表現の自由に抵触する規制を推奨している、2019年9月の児童の権利委員会による児童ポルノ規制に関するガイドラインは全面的に見直すべきであると、日本政府から国際的な場において各国に積極的に働きかけてもらいたい。

また、様々なところで検討されている有害サイト規制についても、その規制は表現に対する過度広汎な規制で違憲なものとしか言いようがなく、各種有害サイト規制についても私は反対する。

#### c) 東京都青少年健全育成条例他、地方条例の改正による情報規制問題について

東京都でその青少年健全育成条例の改正が検討され、非実在青少年規制として大騒ぎになったあげく、2010年12月に、当事者・関係者の真摯な各種の意見すら全く聞く耳を持たれず、数々の問題を含む条例案が、都知事・東京都青少年・治安対策本部・自公都議の主導で都議会で通された。通過版の条例改正案も、非実在青少年規制という言葉こそ消えたものの、かえって規制範囲は非実在性犯罪規制とより過度に広汎かつ曖昧なものへと広げられ、有害図書販売に対する実質的な罰則の導入と合わせ、その内容は違憲としか言わざるを得ない内容のものである。また、この東京都の条例改正にも含まれている携帯フィルタリングの実質完全義務化は、青少年ネット規制法にすら反している行き過ぎた規制である。さらに、大阪や京都などでは、児童ポルノに関して、法律を越える範囲で勝手に範囲を規定し、その単純所持等を禁止する、明らかに違憲な条例が通されるなどのデタラメが行われている。

これらのような明らかな違憲条例の検討・推進は、地方自治体法第245条の5に定められているところの、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反しているか著しく適正を欠きかつ明らかに公益を害していると認めるに足ると考えられるものであり、総務大臣から各地方自治体に迅速に是正命令を出すべきである。また、当事者・関係者の意見を完全に無視した東京都における検討など、民主主義のプロセスを無視した極めて非道なものとしか言いようがなく、今後の検討においてはきちんと民意が反映されるようにするため、地方自治法の改正検討において、情報公開制度の強化、審議会のメンバー選定・検討過程の透明化、パブコメの義務化、条例の改廃請求・知事・議会のリコールの容易化などの、国の制度と整合的な形で民意をくみ上げるシステムの地方自治に対する法制化の検討を速やかに進めてもらいたい。また、各地方の動きを見ていると、出向した警察官僚が強く関与する形で、各都道府県の青少年問題協議会がデタラメな規制強化騒動の震源となることが多く、今現在のデタラメな規制強化の動きを止めるべく、さらに、中央警察官僚の地方出向・人事交流の完全な取りやめ、地方青少年問題協議会法の廃止、問題の多い地方青少年問題協議会そのものの解散の促進についても速やかに検討を開始するべきである。

12	(B1) 模倣品・海賊版対策の強化
	意見
<p>海賊版対策として FC2 動画・ひまわり動画・Say-Move を閉鎖、日本国内でこれ等に広告を掲載していた広告代理店を共犯として摘発が最も効果がある海賊版対策である。</p> <p>著作権法改正で最も要望されている間接侵害の関与を GMO インターネット・エックスサーバーに強制捜査（著作権侵害共犯・犯罪収益移転防止法）を可能にすることが最大効果となりえます。</p> <p>FC2 動画の違法配信ページに掲載される偽美容商品のバナー広告配信に加担しているのは GMO インターネット社である。</p> <p>FC2 動画のバナー広告の発信者解析  <a href="https://urlscan.io/result/1e84d49c-12ee-4e06-b895-a08135feac32">https://urlscan.io/result/1e84d49c-12ee-4e06-b895-a08135feac32</a></p>	

No.	意見の分野
13	(C1) クールジャパン戦略の持続的強化
	意見
<p>クールジャパン戦略が声高に叫ばれていますが、香川県のゲーム規制条例の様なそれらの動きに逆行する動きに対しても何らかの意思表示をした方がよろしいかと思われまます。</p> <p>香川県のゲーム規制条例は単なる規制と違い、内容の矛盾点を指摘されたら法案立案した議員がまるで小学生が嘘をついた時の言い訳の様な行動に終始している点も周囲の反感を買っている原因となっています。</p> <p>おそらく毎日新聞 2019 年 12 月 30 日の記事でオンラインゲーム「荒野行動」で大麻売買を持ち掛けたという全国報道されたニュースが発端で保護者がオンラインゲームが原因で未成年の麻薬乱用を恐れてオンラインゲームに何らかの対策を求めようとする行動に件の香川県議がゲーム＝悪という短絡思考で実際に起きた事件の内容を精査すらせず先走った結果だと思われまます。</p> <p>「荒野行動」の事件はオンラインゲームのチャット機能を悪用し Twitter・LINE 等の SNS に誘導し SNS のダイレクトメッセージ機能で大麻売買のやり取りを持ち掛け、実際高校生等のある程度オンライン支払を自身で行う能力のある世代で大麻売買が成立していたものと思われまます。</p> <p>「荒野行動」「PBUG」「FORTNITE」「APEX」等オンラインバトルロイヤルのいくつかのゲーム自体、ユーザー間の低モラルな行動を取り締まり様としない傾向があり、おそらく未だ発覚していない薬物密売やリアルマネートレーディング（アイテムやアカウントの不正転売で脱税の温床）もあると思われまます。</p> <p>リアルマネートレーディングは「荒野行動」「PBUG」「FORTNITE」「APEX」や他ゲームでも小遣い欲しさに安易に転売する側と転売アカウントやアイテムは永久使用停止・強制退会処分になるリスク理解しない小中学生やゲーム初心者がカモにされているという黒い実態があります。</p> <p>ただ、これら一部だけでゲームを悪者にするような思考は浅はかであると言わざるを得ない。</p> <p>オンラインゲームでもユーザーが不正や犯罪行為に走らないよう運営が管理を徹底し安全性を確保するものもあり、従来からある任天堂・ソニーの様なコンシューマーゲーム機で見知った友人間等で通信対戦する様なオンラインゲームの様なリスクが低いものの方が多い。</p> <p>香川県以外でもこのような拙速で短絡的な法律案にならないように心掛けなければならないとも割れまます。</p>	

No.	意見の分野
14	(C1) クールジャパン戦略の持続的強化
	意見

	<p>2020年1月頃から集英社漫画に対する韓国・中国からの理不尽かつ、中韓の捏造歴史教育に基づく言いがかりによってキャラクターの名前が変更となる極めて理不尽な要求を集英社が応じてしまった事象が発生してしまいました。</p> <p>こんなバカげた事象もさることながら、日本人の一部に中韓同調する輩が居る事も憂慮すべき事態である。</p> <p>所得が低く社会に逆恨みを行う底辺層がしばしば日本を卑下する行動に出る（中国・韓国・米国・カナダ・EU諸国の知能指数が低い様な日本に対する政治的クレームに底辺層同調する）のはこれまでも何度もあったが、あからさまに国内のまっとうに商売している企業に実害を与える様な事象にまで発展するケースが放置できないレベルに既に達している。</p> <p>経済的影響力が高かったバブル崩壊前は政治的クレームを無視出来たが、経済力の低下、売国左翼政治家の増長、違法ダウンロードで国内購買力が低下し海外依存度が急激に高まりすぎた影響がモロに出ている。</p> <p>クールジャパンで最も売れ筋コンテンツにはリアルな政治的描写も含まれる作品も多く、知能指数が低い政治的クレームに応じて内容を改ざんしたため、作品の魅力が全くなかった結果、最も購買力が高い欧米ファンにそっぽを向かれむしろ売れなくなったコンテンツも存在する。</p> <p>クールジャパンとして売り続ける為には海外からの圧力に屈しないよう理不尽なクレームを国ごと付けてきた相手の指をつかんでそのまま折るのような「舐められない」対応が必要。 （相手国が自国の不満を自国政権与党に向かないよう日本アニメ・漫画バッシングを利用している事を暴露して相手国与党が自国民に袋叩きに合うようにする）</p>
--	---

No.	意見の分野
15	(H) その他
	意見
	<p>知的財産関係の契約書について、特許庁等に登録し、所定期間後に公開する知的財産制度をご検討いただきたい。知的財産関係の契約書を登録・公開しない場合は、法的効力が限定的となり、知的財産関係の契約書を登録・公開した場合は法的効力が懲罰的になることでも良いと考える。また、複数の知的財産を群として登録・公開させたい。知的財産関係の契約書では、単品の知的財産だけでなく、しばしば知的財産群として包括的に取り扱われる。</p> <p>法的効力を期待する場合は、お天道様に顔向け出来ないような契約でなく、世間から理解が得られるものでありたい。当事者間だけ知的財産制度は、知財創出のインセンティブだけでなく、知財活用のインセンティブを考慮すべきである。知的財産の創出の程度は特許出願公開等により公に把握できるが、知的財産の活用の程度は守秘義務が課せられる場合が多く、公に把握することが困難である。このことが知財利活用の促進の足かせになっている。MPEG パテントプール等のように、公正で透明性を高くすることが持続的な生態系の形成に役立つ。強者と弱者との間でも一定の品格が求められる。特許権は強大だが乱用は良くない。ライセンス実施料率の相場の形成がすすみ、オープンイノベーションの促進に寄与する。知的財産関係の契約書を登録・公開することで、特許権等の公正な活用の促進が期待できる。ステークホルダーに対して説明責任が果たせない契約が減る。当事者間だけの合意と公共の利益との両面を考慮した制度とする。日本から世界に対してイノベーションをリードする提案を行っていききたい。</p>

No.	意見の分野
16	(H) その他
	意見
	<p>知財教育指導者 認定事業 (私案)</p> <p>知的財産基本法によって、国民が広く知的財産に対する理解と関心を深めることにより、知的財産権が尊重される社会を実現できるよう、国は、知的財産に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知的財産に関する知識の普及のために必要な施策を講ずることとされ、内閣府に知財創造教育コンソーシアムが創設され、経済産業省・特許庁による事業推進、文部科学省による学習指導要領の整備など、施策が進んできました。</p> <p>今後、教育現場の教職員や教員志望者をはじめ、知財教育研究者等の資質向上が重要になります。</p>

	<p>これに向けて、知財教育指導者に認定事業の私案を提案したい。 知財教育指導者は、知財に関する専門的知識と、教育方法等の一定水準の維持をするため、研修・試験等によってその能力を認定し、もって、知財教育の振興を図るものです。</p>
--	--